

学 生 必 携

2018（平成30）年度入学生用

新 潟 大 学 工 学 部

この「学生必携」は、工学部学生の学修、課外活動、学生生活に際して是非心得ておかねばならない諸規程その他を集録したものです。

規程に定めてある手続等を怠ったためにこうむる学生の不利益は、本人自身の責任と考えますから、学生のみなさんはこれらの諸規程を熟読のうえ、正しく理解しておかなければなりません。また、規程の条項を誤って解釈したために予期せぬ結果を生ずる場合もあり得ますから、疑問点等については自己流に解釈せず、各分野・主専攻プログラムの学年担当教員又は担当係に照会してください。

この「学生必携」は、学生のみなさんの在学中の修学上及び学生生活上の指針となるもので、常時参照の必要がありますから、「学生便覧」とともに大切に保管してください。

目 次

I	授業暦	1
II	新潟大学学則（抜粋）	2
III	新潟大学学生通則（抜粋）	11
IV	新潟大学における授業科目の区分等に関する規則	13
V	新潟大学工学部規程	15
VI	新潟大学工学部規程細則	33
VII	専門基礎科目群・専門応用科目群標準課程表	37
VIII	履修手続き並びに諸注意	65
1	履修科目登録の上限及び学修成果の評価について	65
2	修得単位数の少ない学生の履修指導について	65
3	入学前の既修得単位認定に関する申請期間について	66
4	開講科目の科目区分について	66
5	教養系科目について	66
6	学部専門系科目について	67
7	学部専門系科目以外の科目について	67
8	第2年次・第4年次進級要件単位及び卒業要件単位に含まれない科目について	67
9	早期卒業について	67
10	副専攻制度について	67
11	科目の履修申請・確認について	67
12	学期末等試験における不正行為について	69
IX	図書の閲覧及び帯出	70
X	学生への通知・連絡	70
XI	各種申請及び届出について	70
XII	教育職員免許状の取得について	71
XIII	各種資格取得について	75
XIV	工学部学務係で取り扱う主なもの	77
1	学生生活に関する一般的事項	77
2	健康管理について	78
3	学生相談について	78
4	学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険制度について	78
5	授業料の免除・徴収猶予について	78
6	奨学金について	79
7	アルバイト・就職・宿所のあっ旋について	79
8	学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について	80
9	通学証明書について	80
10	講義室等の使用について	80
11	リフレッシュスペースについて	81
XV	教員名簿	82
XVI	新潟大学工学部建物概略図	83

平成30年度 工学部授業暦

() ターム末試験日

□ 授業振替日

— ガイダンス日

◇ 補講日・予備日等

第1学期 (第1・第2ターム)

第2学期 (第3・第4ターム)

第1学期 (第1・第2ターム)							第2学期 (第3・第4ターム)										
日	月	火	水	木	金	土	事項	日	月	火	水	木	金	土	事項		
1	◇2	3	4	5	◇6	7	第1ターム 4月9日～6月6日	7	8	9	10	11	12	13	第3ターム 10月1日～11月27日		
8	9	10	11	12	13	14		10月	14	15	16	17	18	19		20	10/1 秋季入学式
15	16	17	18	19	20	21		4/3入学式, 4/4～5ガイダンス	21	22	23	24	25	26		27	
22	23	24	25	26	27	28			28	29	30	31					
29	30																
		1	2	3	4	5	5/1 木曜日授業振替					1	2	3	第4ターム 11月30日～2月8日		
		6	7	8	9	10	5/2 金曜日授業振替	4	5	◇6	7	8	9	10		11/6 金曜日授業振替	
5月	13	14	15	16	17	18	5/31～6/6 第1ターム末試験期間	11月	11	12	13	14	15	(16)		11/16, 21～27 第3ターム末試験期間	
	20	21	22	23	24	25		18	19	20	(21)	(22)	23	24			
	27	28	29	30	(31)			25	(26)	(27)	◇28	◇29	30				
					(1)	2	6/1 開学記念日							1	第4ターム 11月30日～2月8日		
6月	3	(4)	(5)	(6)	◇7	◇8	第2ターム 6月11日～8月6日	2	3	4	5	6	7	8			
	10	11	12	13	14	15		12月	9	10	11	12	13	14		15	
	17	18	19	20	21	22			16	17	18	19	20	21		22	12/25 月曜日授業振替
	24	25	26	27	28	29			23	24	◇25	26	27	28		29	12/27～1/6 冬期休業
									30	31							
7月	1	2	3	4	5	6	第2ターム 6月11日～8月6日	1	2	3	4	5	第4ターム 11月30日～2月8日				
	8	9	10	11	12	13			6	7	8	9		10	11	12	
	15	16	17	18	19	20			13	14	15	◇16		17	18	19	1/16 月曜日授業振替
	22	23	24	25	26	27			20	21	22	23		24	25	26	1/18, 21センター試験準備・復元のため休講
	29	30	(31)						27	28	29	30		31			
			(1)	(2)	(3)	4	7/31～8/6 第2ターム末試験期間			1	2	3	4	5	第4ターム 11月30日～2月8日		
8月	5	(6)	◇7	◇8	◇9	◇10	8/8 オープンキャンパスのための事前準備	2	3	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)			
	12	13	14	15	16	17		9	10	11	12	13	14	15		2/4～8 第4ターム末試験期間	
	19	20	21	22	23	24	8/9, 10 オープンキャンパス	16	17	◇18	◇19	◇20	◇21	◇22			
	26	27	28	29	30	31	8/11～9/30 夏期休業	23	24	◇25	◇26	◇27	◇28				
						1	第2ターム 6月11日～8月6日						1	2	第4ターム 11月30日～2月8日		
9月	2	3	4	5	6	7			3	◇4	◇5	◇6	◇7	◇8		9	
	9	10	11	12	13	14			10	11	12	13	14	15		16	
	16	17	18	19	20	21		9/20 秋季卒業式	17	18	19	20	21	22		23	3/11～3/31 春期休業
	23	24	25	26	27	28			24	25	26	27	28	29		30	3/25 卒業式

授業週数							授業週数						
第1ターム	8	8	8	8	8		第3ターム	8	8	8	8	8	
第2ターム	8	8	8	8	8		第4ターム	8	8	8	8	8	

II 新潟大学学則（抜粋）

第1章 総則

第1節 本学の目的

（本学の目的）

第1条 新潟大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表

（点検及び評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育又は研究、組織及び運営並びに施設及び設備（第3項及び次条において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（教育研究等の状況の公表）

第3条 本学は、本学の教育研究等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができする方法によって公表するものとする。

第3節 本学の組織

（学部）

第4条 本学に、次に掲げる学部を置く。

人文学部

教育学部

法学部

経済学部

理学部

医学部

歯学部

工学部

農学部

創生学部

2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員
人文学部	人文学科	912人	225人	人	6人
教育学部	学校教員養成課程	880	220		
法学部	法学科	730	180		5
経済学部	経済学科				
	昼間コース	660	160		10
	夜間主コース	100	25		
	経営学科				

	昼間コース	430	105		5
	夜間主コース	60	15		
	計	1,250	305		15
理学部	理学科	820	200		10
医学部	医学科	625	100	5	
	保健学科	680	160		20
	計	1,305	260	5	20
歯学部	歯学科	265	40	5	
	口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	357	60	5	6
工学部	工学科	2,160	530		20
農学部	農学科	720	175		10
創生学部	創生学修課程	260	65		
合 計		9,394	2,220	10	92

備考 経済学部の「昼間コース」とは、昼間に授業を行うコースを、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

3 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第36条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第37条 前条の学年を、次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業時間は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第38条 本学の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏期休業（8月11日から9月30日まで）

(4) 冬期休業（12月27日から翌年1月6日まで）

(5) 春期休業（3月11日から3月31日まで）

2 必要がある場合は、各学部は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、各学部は、臨時の休業日を定めることができる。

4 休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めようとするときは、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第39条 本学の学部の修業年限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部（保健学科に限る。）、歯学部（口腔生命福祉学科に限る。）、工学部、農学部及び創生学部においては、4年とする。

(2) 医学部（医学科に限る。）及び歯学部（歯学科に限る。）においては、6年とする。

2 本学において科目等履修生として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他を勘案して学部が定める期間を、当該学部（医学部にあ

っては医学科又は保健学科，歯学部にあつては歯学科又は口腔生命福祉学科。次条及び第66条第1項において同じ。)の修業年限の2分の1を越えない範囲で，修業年限に通算することができる。(在学年限)

第40条 学生が本学の学部在学することができる年限は，その学部の修業年限の2倍を超えることができない。ただし，医学部医学科の第1年次及び第2年次，第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあつては，4年を超えることができない。

第3節 教育課程の編成，副専攻プログラム，教育内容等の改善のための組織的研修，開設計画，履修の方法，単位の計算方法，単位の授与，学修成果の評価，履修科目の登録の上限，他大学の授業科目の履修等

(教育課程の編成方針)

第44条 本学は，本学及び学部等(学部及び学科又は課程をいう。以下この条及び次条において同じ。)の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設計画し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては，本学は，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第45条 本学は，教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合し，到達目標を明示した教育課程(以下「主専攻プログラム」という。)又は汎用的能力及び課題解決能力を涵養する授業科目を中核とした，学生自らが到達目標を創造する教育課程を編成するものとする。

2 本学は，前項のほか，学生が所属する主専攻プログラムに係る分野以外の特定分野又は特定課題(以下「副専攻」という。)に関する教育課程(以下「副専攻プログラム」という。)を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては，授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に適切に配当するものとする。

4 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより，又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

5 前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

6 第4項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第46条 本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の開設計画)

第47条 各年度における授業科目の開設計画は，各学部の教育課程に基づき，新潟大学における授業科目の開設計画に関する規程の定めるところに従い，教育・学生支援機構が決定するものとする。

2 教育・学生支援機構は，前項の開設計画の決定に当たり，各学部及び教育研究院と密接に連携しなければならない。

(授業科目の履修方法等)

第48条 授業科目の区分並びにそれらの単位数，履修方法等は，新潟大学における授業科目の区分等に関する規則及び各学部の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第49条 授業科目の単位の計算方法は，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，その授業による教育効果，授業時間外に必要な学

修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- 3 個々の授業科目の単位の計算方法は、前2項の規定に基づき、教育・学生支援機構が定める。

(単位の授与)

第50条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての出席及び試験の成績等に基づき行うものとし、それに合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第51条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1年間の授業期間)

第53条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第54条 削除

(他の大学等における授業科目の履修等)

第55条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生がその学部が協議をした他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する学部の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学又は短期大学の授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、その学部で修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等)

第55条の2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項及び第4項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第56条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第55条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第57条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学若しくは外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第55条第3項及び第4項、第55条の2第1項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第58条 各学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第39条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第59条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部及び学科又は課程において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は、各学部が定めるところによる。

第4節 卒業、学位の授与及び副専攻の認定証書の授与

(卒業)

第60条 卒業の要件は、第39条第1項に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位以上。)を修得するものとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数(以下「卒業要件単位数」という。)のうち、第45条第5項の授業の方法により修得することができる単位数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卒業要件単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業要件単位数が124単位を超える場合は、第45条第4項の授業の方法により64単位以上(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、128単位以上)の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

3 学校教育法第89条の規定により、本学の学部の学生(医学部医学科及び歯学部歯学科に在学する

ものを除く。)でその学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件としてその学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第39条第1項第1号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。この場合において、各学部は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に規定する要件を満たさなければならない。

4 第1項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(学士の学位の授与)

第61条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称その他学士の学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

(副専攻の認定証書の授与)

第61条の2 副専攻プログラムの授業科目について所定の単位を修得し、その副専攻の学習成果の認定を受けた者には、前条の学士と併せて副専攻認定証書を授与する。

第5節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍

(編入学)

第62条 本学の学部に編入学を志願する者がある場合は、学期の始めに限り、各学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長がその学部の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定によるもののほか、第4条第2項の表に第2年次編入学定員又は第3年次編入学定員の定めがある学部に編入学を志願する者がある場合は、その学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

3 前2項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の規定により編入学することができる者の入学資格については、別に定める。

5 第1項及び第2項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(再入学)

第63条 本学の学部を第70条の規定により退学した者又は第71条第1項第4号に該当し除籍された者で、同一の学部に再入学することを志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長がその学部の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

3 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(転部及び転入学)

第64条 本学の学部の学生で本学の他の学部に転部を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、転部を許可することがある。

2 他の大学に在学している者及び我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で本学の学部に転入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

3 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

4 前2項の規定により転部又は転入学を許可された学生の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(休学)

第65条 疾病その他の事由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する学部の学部長の承認を受けて、その学期又は学年に限り、休学することができる。

2 疾病その他の事由によって、修学することが不相当と認められる学生に対しては、その学生が所属する学部の学部長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第66条 休学期間は、延長することができる。ただし、休学期間は、通算してその学生が所属する学部の修業年限を超えることができない。

2 医学部医学科における前項ただし書きの適用については、原則として第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの休学年限は、通算して2年を超えることができないものとする。

3 休学期間は、第40条の在学年限に算入しない。

(復学)

第67条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。

3 復学しようとするときは、あらかじめ所属する学部の学部長へ届け出なければならない。

(転学)

第68条 学生は、他の大学に転学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第69条 学生は、外国の大学等に留学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の承認を受けなければならない。

2 留学した期間は、第39条第1項に規定する修業年限及び第40条に規定する在学年限に算入する。

(退学)

第70条 病気その他やむを得ない事由がある場合は、退学することができる。

2 退学しようとするときは、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(除籍及び復籍)

第71条 次の各号のいずれかに該当する学生は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第40条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第66条第1項ただし書に規定する休学期間を超えた者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、許可されなかった者及び入学料の半額免除又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(5) 行方不明の届出のあった者

2 前項第1号により除籍された者が、除籍された日の翌日から起算して3年以内に未納の授業料に相当する額を納付し、復籍を願い出た場合は、学期の始めに限り、当該学部の教授会の議を経て、学部長が復籍を許可することができる。

3 前項の規定により復籍を許可された者の在学期間の通算については、その学部が認定する。

第6節 表彰及び懲戒

(表彰)

第72条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

2 前項のほか、学部長は、その学部に所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第73条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長が懲戒を行うものとする。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第7節 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第74条 本学の学部にて、入学、編入学、再入学及び転入学を出願する者は、本学が定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第75条 入学者の選抜並びに編入学、再入学及び転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに本学が定める額の入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第76条 授業料の額は、本学が定めるものとし、前期及び後期の2期に分け、それぞれ次の期において、年額の2分の1に相当する額を徴収する。

前期 4月1日から5月31日まで

後期 10月1日から11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、その年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

(復学、転学、退学及び停学の場合の授業料)

第77条 学期の途中で復学する場合は、その月分からの授業料を徴収する。

2 学期の途中において、第68条の規定に基づき転学し、若しくは第70条の規定に基づき退学し、又は第73条第2項の退学を命ぜられた場合は、その転学若しくは退学した日又は退学を命ぜられた日の属する前条第1項に規定するその期の授業料を徴収する。

3 第73条第2項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を徴収する。

(納付した検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第78条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者等の申出により、その各号において定める額を還付する。

(1) 出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「2段階目の選抜」という。）を行う場合において検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料の額

(2) 学部的一般選抜及び欠員補充第2次募集の出願受付後において、出願した者が大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明し、本学が当該選抜の受験を認めなかった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかった場合 その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかった場合 その入学料相当額

(5) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、学年の始めに入学する場合は3月31日まで、第2学期の始めに入学する場合は9月30日までに入学を辞退した場合 その授業料相当額

(6) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学若しくは退学した場合又は死亡若しくは行方不明のため除籍した場合 後期に係る授業料相当額

(7) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期中に休学した場合 別に定める授業料の免除相当額

2 前項の規定にかかわらず、検定料、入学料又は授業料を納付した後に次条の規定により当該検定料、入学料又は授業料を免除した場合は、その免除相当額を還付する。

(検定料，入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第79条 検定料は，別に定めるところにより，免除することがある。

2 入学料は，別に定めるところにより，免除又は徴収猶予することがある。

3 授業料は，別に定めるところにより，免除又は徴収猶予することがある。

第3章 補則

第4節 寄宿舍

(寄宿舍)

第88条 本学に，寄宿舍を置く。

(寄宿料)

第89条 寄宿料は，本学が定める額とし，徴収方法については，別に定める。

2 納付した寄宿料は，還付しない。

(寄宿料の免除)

第90条 寄宿料は，別に定めるところにより，免除することがある。

Ⅲ 新潟大学学生通則（抜粋）

第1章 誓約書

（誓約書）

第1条 新たに新潟大学（以下「本学」という。）の学生となる者は、誓約書を入学手続のときに提出しなければならない。

第2章 休学、退学及び長期欠席

（休学又は退学）

第2条 学生は、休学又は退学しようとする事由が疾病による場合は、その願い出に医師の診断書を添えるものとする。

（長期欠席）

第3条 学生は、疾病又は事故により欠席する期間が2週間以上の場合は、速やかに事由を付して所属する学部の学部長に届け出なければならない。ただし、疾病による事由の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第3章 学生証

（学生証の交付）

第4条 学生証は、所属する学部において入学したときに交付する。

（学生証の再交付）

第5条 学生は、学生証を汚損、紛失した場合は、直ちに所属する学部の学部長に届け出て、再交付の申請をしなければならない。

（学生証の携帯）

第6条 学生は、学生証を常に携帯するとともに、本学関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

2 学生証を携帯しないときは、教室、研究室、図書館等本学施設を利用できないことがある。

（学生証の返却）

第7条 卒業、退学等で本学の学生の身分を失った場合は、直ちに学生証を所属した学部に戻却しなければならない。

第4章 住所等

（住所等）

第8条 学生は、毎学年住所及び連絡先を所属する学部届け出なければならない。

2 住所及び連絡先を変更した場合は、速やかに届け出るものとする。

第5章 改氏名等

（改氏名等）

第9条 学生は、改氏名その他一身上に異動があった場合は、速やかに所属する学部の学部長に届け出なければならない。

第6章 健康診断

（健康診断）

第10条 学生は、毎学年定期の健康診断（指示された場合は、特別又は臨時の健康診断）を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、大学が行う健康上の指示に従わなければならない。

第7章 海外渡航計画書

（海外渡航計画書）

第11条 学生は、留学、その他の理由により出国する予定がある場合は、海外渡航計画書を速やかに所属する学部の学部長に提出しなければならない。

第8章 団体、集会、掲示、出版等

(団体の結成)

第12条 学生が学内において団体を結成しようとするときは、責任者2人以上を定め、規約並びに会員名簿を添え、所属する学部の学部長の承認を得なければならない。

2 団体がその規約、その他の承認事項を変更するとき、学外団体に加入しようとするとき、又は学生が学外において本学名を使用して団体的な活動をしようとするときも前項に準ずる。

3 団体が継続を希望するときは、毎年5月末日までに第1項に準じて承認を得なければならない。承認申請のない団体は、解散したものとみなす。

(集会及び催物)

第13条 学生又は学生の団体（以下「団体等」という。）が、学内において集会、その他の催しをしようとするときは、責任者2人以上を定め、その開催の2日前までに所属する学部の学部長の承認を得なければならない。ただし、平常借用した場所で、その借用の目的の範囲内で集会、その他の催しをしようとする場合は、この限りでない。

(文書等の掲示、配布、発令等)

第14条 団体等が学内において、文書又は印刷物を掲示、配布若しくは発行（以下「掲示等」という。）しようとするときは、掲示等の内容を添えて、所属する学部の学部長の承認を得なければならない。

2 掲示の場所については、関係する部局の部局長の指示に従わなければならない。

3 第1項において、配布若しくは発行しようとするときは、責任者2人以上を定め、目的、印刷物部数、発行回数、配布先、予算等を含む事業計画書を添付するものとする。

4 団体等が学外において、本学名を使用してその掲示等をしようとするときも第1項に準ずる。

(2学部以上にわたる場合)

第15条 第12条の規定により団体を結成しようとする学生が、2学部以上で構成される場合は、副学長のうち学長が指名した者（以下「副学長」という。）の承認を得なければならない。

2 前2条の規定により集会、その他の催し又は掲示等をしようとする団体等が、2学部以上の学生で構成される場合は、前項に準ずる。

3 前2項により承認を行った場合、副学長は関係する学部の学部長に通知するものとする。

4 第1項の学生又は第2項の団体等が、学部単位の組織による場合は、その単位組織から当該学部長にも届け出るものとする。

(承認事項の訂正、停止、禁止又は解散)

第16条 本章に規定する団体等が、次の各号の一に該当する場合は、その承認を行った副学長又は学部長は、承認事項の訂正、停止、禁止又は解散を命ずることができる。

(1) 本通則及び学内規則等に違反したとき。

(2) 活動中に事故が発生するなど当該活動等が円滑に行われなかったとき。

(3) 学生又は団体の構成員が不祥事に関係し、それが当該活動と密接な関連があったとき。

(4) 本学の運営を妨げ、若しくは学内の秩序を乱すと認められる行為があったとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

第9章 諸施設の利用

(諸施設の利用)

第17条 学生は、本学の諸施設を利用することができる。

2 学生は、本学の諸施設を利用する場合は、その施設の管理責任者の許可を得なければならない。

3 学生は、その施設の利用に係る規程等の定めるところに従わなければならない。

IV 新潟大学における授業科目の区分等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第48条の規定に基づき、新潟大学（以下「本学」という。）の学士課程教育における授業科目の区分、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

第2条 本学の授業科目は、別表のとおり区分する。

2 各年度において開設する授業科目は、教育・学生支援機構（以下「機構」という。）が公示する授業科目開設一覧の定めるところによる。

3 授業科目には、学生の体系的な履修に資するため、学問分野及び水準を示すコードを付すものとする。

4 前項のコードは、機構において定めるものとする。

(授業科目の開講方式等)

第3条 授業科目は、原則として、学則第37条に規定する各学期を、それぞれ前半及び後半に分けた期間により開講する。

2 前項に規定する授業開講期間について、第1学期の前半を第1ターム、後半を第2タームとし、第2学期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(授業科目の履修)

第4条 学生は、所属する学部が定める教育課程に基づき、機構が公示する授業科目を履修するものとする。

(授業科目の聴講の受付及び承認)

第5条 授業科目の聴講の受付及び承認は、その授業科目の担当教員が行う。

2 前項の聴講の受付及び承認は、各学期の授業開始後3週間以内に行うものとする。

(授業科目の修了の認定)

第6条 授業科目の修了の認定は、その授業科目の担当教員が行う。

2 授業科目の試験等において、不正行為を行った学生に対しては、新潟大学学生の懲戒に関する規程(平成27年規程第3号)に基づき、学長が必要な措置を講じるものとする。

(授業科目の評価)

第7条 授業科目の評価は、100点満点をもって評価し、60点以上の成績を得た学生を合格、59点以下の成績を得た学生を不合格とする。

2 前項の成績の評語は、90点以上の成績を「秀」、89点から80点までの成績を「優」、79点から70点までの成績を「良」、69点から60点までの成績を「可」及び59点以下の成績を「不可」とする。

3 前項の規定にかかわらず、授業科目の成績において点数をもって評価できない場合は、「認定」又は「合格」の評語をもって評価することができる。

(授業科目の追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない学生については、別に定めるところにより、追試験を行うことができる。

(授業科目の再試験)

第9条 授業科目の評価が不合格となった学生で、卒業又は進級できないものがある場合は、別に定めるところにより、再試験を行うことができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、授業科目の区分、履修方法等に関し必要な事項は、機構又は各学部が定める。

別表（第2条関係）

授 業 科 目 区 分 表

科 目 区 分	細 区 分
英語	英語 実践英語
初修外国語	外国語ベーシック ドイツ語 フランス語 ロシア語 中国語 朝鮮語 スペイン語 イタリア語 外国語スペシャル その他
健康・スポーツ	体育実技 体育講義
情報リテラシー	情報リテラシー 情報処理概論
新潟大学個性化科目	地域入門 地域研究 自由主題
留学生基本科目	日本語 日本事情
大学学習法	大学学習法
自然系共通専門基礎	数学・統計学 物理学 化学 生物学 地学
自然科学	理学 工学 農学
人文社会・教育科学	人文科学 教育人間科学 法学 経済学
医歯学	医学 歯学

V 新潟大学工学部規程

(趣旨)

第1条 新潟大学工学部（以下「本学部」という。）の教育課程の編成，学生の履修方法，卒業の要件等に関し必要な事項については，新潟大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(本学部の教育研究の目的)

第2条 本学部は，工学に関する教育研究を通じて基礎的な専門知識と教養を習得させ，自然・社会に対する倫理的な判断能力，基礎理論・技術を理解する能力，課題を発見し解決する能力，コミュニケーション能力をもち，社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

(学科)

第3条 本学部に，工学科を置く。

(分野及び主専攻プログラム)

第4条 工学科に，次に掲げる分野及び主専攻プログラムを設ける。

分野	主専攻プログラム
力学分野	機械システム工学プログラム 社会基盤工学プログラム
情報電子分野	電子情報通信プログラム 知能情報システムプログラム
化学材料分野	化学システム工学プログラム 材料科学プログラム
建築分野	建築学プログラム
融合領域分野	人間支援感性科学プログラム 協創経営プログラム

2 学生は，分野を決定の上，入学するものとする。

3 学生は，第1年次の学年の終わりまでに，第1項の主専攻プログラムのうちのいずれか一つを選択するものとする。

4 学生の所属する主専攻プログラムの決定方法は，別に定める。

(履修コース)

第5条 化学システム工学プログラムに，次に掲げる履修コースを設ける。

応用化学コース

化学工学コース

(スマート・ドミトリー・クラス)

第6条 第4条第1項に定める分野及び主専攻プログラムのほか，学生の研究能力を養成することを目的として，スマート・ドミトリー・クラスを設ける。

2 スマート・ドミトリー・クラスを選択できる学生は，工学部附属工学力教育センターにおいて選考の上，決定する。

3 スマート・ドミトリー・クラスを選択する学生は，分野及び主専攻プログラムの学修と合わせて，これに係る学修を行うものとする。

(教育課程)

第7条 本学部の教育課程は，教養教育に関する授業科目（以下「教養系科目」という。）及び専門教育に関する授業科目（以下「学部専門系科目」という。）により編成する。

2 学部専門系科目は，専門基礎科目群及び専門応用科目群に区分し，専門基礎科目群の授業科目を，

選択必修科目及び選択科目の2種類に分け、専門応用科目群の授業科目を、必修科目、選択必修科目、選択科目、特殊選択科目及び自由科目の5種類に分ける。

(履修方法)

- 第8条 学生は、別表第1の定めるところにより、教養系科目及び学部専門系科目の授業科目について、124単位以上を修得しなければならない。
- 2 別表第1に規定する教養系科目の区分等及びその区分等に基づく授業科目は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則（平成16年規則第38号。以下「授業科目の区分等規則」という。）の定めるところによる。
 - 3 外国人留学生等が、授業科目の区分等規則別表に規定する科目区分の留学生基本科目を履修し、その単位を修得した場合は、日本語にあっては4単位までを別表第1に規定する科目区分の初修外国語の修得単位として、日本事情にあっては8単位までをその授業内容により別表第1に規定する科目区分の自然系共通専門基礎又は人文社会・教育科学の修得単位として代えることができる。
 - 4 本学部における工学科共通、各分野及び各主専攻プログラムの学部専門系科目並びにその単位数は、別表第2及び別表第3のとおりとする。
 - 5 学部専門系科目の履修については、学生は、第1年次において、主として工学一般及び分野に係る基礎的な学修を行い、第2年次以降において、主として主専攻プログラムに係る学修を行うものとする。
 - 6 その他履修方法、進級・卒業要件等に関し必要な事項は、別に定める。

(履修手続)

第9条 学生は、学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目を選択し、所定の期間内に当該授業の担当教員の承認を得なければならない。

- 2 学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(授業科目の評価及び修了の認定)

第10条 授業科目の評価及び修了の認定は、試験により行うことを原則として、出席状況、平素の学習状況及び学習報告を加味することができるものとし、担当教員が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊選択科目、卒業研修（建築学プログラムにあっては卒業研修又は基礎設計、人間支援感性科学プログラムにあっては卒業研修Ⅰ、卒業研修Ⅱ及び卒業研究Ⅰ。以下同じ。）及び卒業研究（建築学プログラムにあっては卒業研究又は設計、人間支援感性科学プログラムにあっては卒業研究Ⅱ。以下同じ。）については、出席状況及び学習報告等により、学生の所属する主専攻プログラム長が行う。

(試験)

第11条 前条第1項に定める試験は、毎学期末又は試験の対象となる授業科目が開講されるターム末に行う試験（以下「学期末等試験」という。）及び学期末等試験以外の時間に行う試験（以下「随時試験」という。）とする。

- 2 随時試験を行う科目又は学生に学習報告を提出させる学部専門系科目については、学期末等試験を行わないことがある。
- 3 実験及び実習（製図等）の授業科目については、原則として試験を行わない。
- 4 試験における不正行為により懲戒処分を受けた学生に対しては、不正行為を行った科目は不合格（0点）とし、それ以外の当該学期の履修登録科目は、すべて履修取消とする。

(追試験)

第12条 やむを得ない事由のため、学期末等試験又は集中講義の最終回等を実施する試験を受けることができなかった学生に対しては、本人の願い出により追試験を行うことができる。

- 2 追試験を願い出る学生は、受験できなかった授業科目の試験実施の日から4日以内に、追試験願に、次に掲げる書類を添えて、担当教員の許可を得なければならない。

(1) 忌引の場合 事実を確認できる書類

- (2) 病気の場合 医師の診断書
- (3) 事故の場合 事実を証明できる書類
- (4) その他（授業担当教員が妥当と認めた事由に限る。） 事実を証明できる書類

3 追試験の評価については、別に定める。

（再試験）

第13条 卒業年次の学生で、卒業年次の試験の結果、1科目について不合格のため、卒業の要件を満たさない者については、本人の願い出により、再試験を認めることがある。ただし、外国人留学生等については、教養系科目が2科目不合格であっても再試験を認めることがある。

2 再試験は1回限りとし、その成績評価は60点を上限とする。

（進級）

第14条 第2年次及び第4年次へ進級できる基準は、新潟大学工学部規程細則（平成16年工細則第1号）に定める。

2 進級の判定は、別に定める場合を除き、第2年次への進級においては第1年次、第4年次への進級においては第3年次のそれぞれ学年末に行う。

（教員の免許状）

第15条 本学部において、取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	教員の免許状の種類（免許教科）
工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）

（卒業）

第16条 卒業の要件は、本学部に通算4年以上在学して、かつ、第8条第1項に規定する単位を修得するものとする。

2 学則第60条第3項の規定に基づき、本学部の学生で本学部に通算3年以上在学したものが、卒業の要件単位（卒業研修、卒業研究、卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱの単位については、選択必修科目又は選択科目の単位をもって代える。）を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

3 第1項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

（編入学及び再入学）

第17条 学則第62条第1項及び第2項並びに第63条の規定による編入学又は再入学を志願した者に対する選考については、別に定める。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算の認定については、教授会が行う。

（転部及び転入学）

第18条 学則第64条の規定による転部又は転入学を志願した者に対する選考については、別に定める。

2 前項の規定により転部又は転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算の認定については、教授会が行う。

（転分野及び転主専攻プログラム）

第19条 本学部の学生で、分野又は主専攻プログラムの変更を願い出た者に対する選考については、別に定める。

（雑則）

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 機械システム工学科，電気電子工学科，情報工学科，福祉人間工学科，化学システム工学科，建設学科及び機能材料工学科は，改正後の第 3 条の規定にかかわらず，当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 平成 28 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については，なお従前の例による。
ただし，施行の日に現に在学する学生は，改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち「国際工学概論」「国際工学事情」「国際マーケット・グループワーク・インターンシップ A」「国際マーケット・グループワーク・インターンシップ B」「国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ A」及び「国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ B」を履修し，卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則

- 1 この規程は，平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日に在学する学生の履修方法及び卒業要件については，なお従前の例による。ただし，施行の日に現に在学する学生は，改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち「国際研修」を履修し，卒業に必要な単位として加えることができる。

別表第1 (第8条関係)

卒業に必要な修得単位数

区分等		単位数			備考
科目区分	細区分	必修	選択必修	選択	
教 養 系 科 目	大学学習法	大学学習法	2	11	別表第2に規定する学部専門系科目を除く。 体育実技において必修に算入される授業科目は、健康スポーツ科学実習Ⅰに限る。
	英語	英語	4		
		実践英語			
	初修外国語	外国語ベーシック	2		
		ドイツ語			
		フランス語			
		ロシア語			
		中国語			
		朝鮮語			
		スペイン語			
健康・スポーツ	体育実技	1			
	体育講義				
情報リテラシー	情報リテラシー				
	情報処理概論				
自然系共通専門基礎	数学・統計学	10			
	物理学				
	化学				
	生物学				
自然科学	地学				
	理学				
	工学				
人文社会・教育科学	農学	4			
	人文科学				
新潟大学個性化科目	教育人間科学				
	法学				
	経済学				
医歯学	地域入門				
	地域研究				
留学生基本科目	自由主題				
	医学				
留學生基本科目	歯学				
	日本語				
小計		13	12	11	
合計		36			
学部専門系科目		82			新潟大学工学部規程細則(平成16年工細則第1号)で定める卒業に必要な科目区分等に応じた単位とする。
教養系科目 又は 学部専門系科目		6			
合計		124			

別表第2 (第8条関係)

学部専門系科目及び単位数

1 工学科共通

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専 門 応 用 科 目 群	必修 科目	総合工学概論	2	
		総合技術科学演習	2	
		技術者の心がまえ	2	
		知的財産概論	1	
		情報セキュリティ概論	1	
	選 択 科 目	職業指導(工)	2	
		創造プロジェクト基礎	2	
		創造プロジェクトI	2	
		創造プロジェクトII	2	
		創造研究プロジェクトI	2	
		創造研究プロジェクトII	2	
		マーケット・インターンシップ	2	
		テクノロジー・インターンシップ	2	
		国際工学概論	1	
国際工学事情	1			
国際マーケット・グループワーク・インターンシップA	2			
国際マーケット・グループワーク・インターンシップB	3			
国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップA	2			
国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップB	3			
特殊選択 科目	リメディアル演習	1		
自由科目	単位互換協定に基づき修得した他大学開設科目 特設講義	当該科目につ いて定められ ている単位数		

2 力学分野

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎 科目群	選択必修 科目	数物演習	2	
		物理工学実験	1	
専門応用 科目群	選択必修 科目	機械工学概論	2	
		社会基盤工学概論	2	
		材料力学入門	2	

3 機械システム工学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎 科目群	選択必修 科目	応用数理A (ベクトル解析)	2	
		応用数理B (常微分方程式)	2	
		複素・フーリエ解析	2	
専 門 応 用 科 目 群	必 修 科 目	材料力学I	2	
		流体工学I	2	
		工業力学	2	
		機械工作実習I	1	
		機械工作実習II	1	
		機械工作実習III	1	
		熱工学I	2	
		機械力学I	2	
		製図基礎	2	
		設計製図I	1	
		機械工学実験I	1	
		設計製図II	1	
		機械工学実験II	1	
		設計製図III	1	
		機械工学実験III	1	
		設計製図IV	1	
		機械工学実験IV	1	
卒業研修	2			
卒業研究	6			
専 門 応 用 科 目 群	選 択 科 目	機械設計I	2	
		機構学	2	
		加工学I	2	
		材料力学II	2	
		流体工学II	2	

用 科 目 群	必修科目	機械設計Ⅱ	2	
		熱工学Ⅱ	2	
	機械材料	2		
必修科目	機械力学Ⅱ	2		
	システム制御Ⅰ	2		
必修科目	機械工学演習	2		
	システム制御Ⅱ	2		
必修科目	英文輪読Ⅰ	2		
	英文輪読Ⅱ	2		
選 択 科 目	選択科目	加工学Ⅱ	2	
		エネルギー変換工学	2	
		トライボロジー	2	
		マイクロマシン	2	
		機械音響工学	2	
		バイオメカニクス	2	
		伝熱工学	2	
		メカトロニクス	2	
		ロボット工学	2	
		ソフトウェア工学	2	
		連続体力学	2	
		先端研究入門	2	
		3DCAD演習	2	
技術英会話	2			
特殊 選 択 科 目	特殊 選 択 科 目	工場実習	2	
		工場見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。

4 社会基盤工学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考			
専 門 基 礎 科 目 群	選 択 必 修 科 目	社会基盤応用数理及び演習Ⅰ	2				
		社会基盤応用数理及び演習Ⅱ	2				
		応用数理E（確率・統計）	2				
		社会基盤数理工学	2				
		動力学	2				
専 門 用 科 目	必 修 科 目	応用力学Ⅰ	2				
		コンクリート工学Ⅰ	2				
		地盤工学Ⅰ	2				
		基礎水理学	2				
		社会基盤工学実験Ⅰ	2				
		社会基盤工学実験Ⅱ	2				
		社会基盤設計基礎	2				
		土木技術者倫理	2				
		技術英語Ⅱ	2				
		卒業研修	2				
		卒業研究	6				
		専 門 用 科 目	選 択 必 修 科 目		応用力学演習Ⅰ	2	
					応用力学Ⅱ	2	
応用力学演習Ⅱ	2						
建設材料学	2						
コンクリート工学Ⅱ	2						
コンクリート構造工学	2						
地盤工学Ⅱ	2						
地盤工学Ⅲ	2						
水理学及び演習Ⅰ	2						
水理学及び演習Ⅱ	2						
社会基盤製図	2						
社会基盤プロジェクト・マネジメント	4						
測量学（工）	2						
測量学実習（工）	2						
都市計画学Ⅱ	2						
都市環境法	2						
技術英語Ⅰ	2						

目 群	選 択 科 目	河川工学 (工) 海岸工学 地形学 土木計画学 交通工学 不動産法	2 2 2 2 2 2	
	特 殊 選 択 科 目	インターンシップ 現場見学 特別講義 海外英語研修 国際研修	2 1 1 4 1~4※	※研修プログラムにより 別に定める。

5 情報電子分野

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専 門 応 用 科 目 群	選 択 必 修 科 目	電子情報通信概論	1	
		知能情報システム概論	1	
		コンピュータ基礎	1	
		プログラミング基礎 I	2	
		プログラミング基礎 II	2	

6 電子情報通信プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考		
専 門 基 礎 科 目 群	選 択 必 修 科 目	応用数理B (常微分方程式)	2			
		応用数理C (複素解析)	2			
		応用数理E (確率・統計学)	2			
		電気数理I (ベクトル解析)	2			
		電気数理II (フーリエ解析)	2			
		物理工学II (解析力学)	2			
		物理工学III (量子物理学)	2			
		物理工学IV (熱・統計力学)	2			
		専 門 科 目	必 修 科 目	電気回路I	2	
				電気回路演習I	1	
電磁気学I	2					
電磁気学演習I	1					
電子情報通信実験I A	1					
電子情報通信実験I B	1					
電子情報通信実験II A	1					
電子情報通信実験II B	1					
電子情報通信実験III A	1					
電子情報通信実験III B	1					
電子情報通信実験IV A	1					
電子情報通信実験IV B	1					
電子情報通信設計製図	2					
論文輪講I	1					
論文輪講II	1					
卒業研修	2					
卒業研究	6					
応 用 科 目	選 択 必 修 科 目	プログラミングB I	2			
		プログラミングB II	2			
		デジタル回路	2			
		電気回路II	2			
		電気回路演習II	1			
		電気回路III	2			
		電気計測	2			
		電子回路	2			
		電磁気学II	2			
		電磁気学演習II	1			
		デジタル信号処理	2			
		システム制御工学	2			
		技術英語	2			
		電子デバイスI	2			
		電子デバイスII	2			
		電子物性工学I	2			
		電子物性工学II	2			
通信方式基礎	2					
情報理論	2					
画像情報工学	2					
情報システムとセキュリティ	2					

群	目	アシスティブ・テクノロジー 電子デバイス プログラミングAⅢ バイオメディカル・エンジニアリング 電波・電気通信法規	2 2 2 2 2	1～4※ ※研修プログラムにより別に定める。
	特殊選択科目	インターンシップ 施設見学 特別講義 海外英語研修 国際研修	2 1 1 4 1	

8 化学材料分野

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	基礎無機化学	2	
		基礎有機化学	2	
		化学工学基礎	2	

9 化学システム工学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	化学プロセス概論	2	
		高分子化学概論	2	
		基礎物理化学	2	
		化学システム応用数理	2	
		応用数理B(常微分方程式)	2	
		基礎物理工学	2	
専門応用	必修科目	技術文献リサーチA	1	
		技術文献リサーチB	1	
		技術文献リサーチC	1	
		技術文献リサーチD	1	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
	選択必修科目	有機化学(Ⅰ)	2	
		反応工学Ⅰ	2	
		拡散操作Ⅰ	2	
		分析化学(Ⅰ)	2	
		無機化学	2	
		無機化学実験(Ⅰ)	2	
		分析化学実験(Ⅰ)	2	
		拡散操作Ⅱ	2	
		化学工学計算演習	1	
		反応工学演習	1	
		物理化学Ⅰ	2	
		移動論基礎	2	
		物理化学実験(Ⅰ)	2	
		有機化学実験(Ⅰ)	2	
	プロセス伝熱工学	2		
	移動現象演習	1		
	化学実験Ⅰ	1		
	必修科目	計測化学Ⅰ	2	
		高分子化学Ⅰ	2	
		反応速度論	2	
高分子化学実験		2		
化学技術英語		2		
反応工学Ⅱ		2		
粉体工学		2		
化学実験Ⅱ		1		
設計製図		1		
計測化学Ⅱ		2		
必修科目	有機反応化学	2		
	化学工学実験	4		
	物理化学Ⅱ	2		
	高分子化学Ⅲ	2		
	無機工業化学	2		
	固体化学	2		
	応用化学演習Ⅰ	1		
	応用化学演習Ⅱ	1		

科 目 群	目	応用化学演習Ⅲ	1	※研修プログラムにより別に定める。
		分離工学演習	1	
		プロセス制御	2	
		移動現象論	2	
		有機合成化学	2	
		応用化学演習Ⅳ	1	
		応用化学演習Ⅴ	1	
		機械的分離工学	2	
		化学工学英語	1	
		安全工学	2	
	選 択 科 目	無機合成化学	2	
		分子設計化学	2	
		品質管理	2	
		反応工学Ⅲ	2	
		拡散操作Ⅲ	2	
		放射化学(工)	2	
		高分子化学Ⅱ	2	
		物理化学Ⅲ	2	
		物理化学Ⅳ	2	
		反応装置工学	2	
	特 殊 選 択 科 目	プロセス設計	2	
		環境化学工学	2	
		工程解析	2	
		工場見学	1	
		工場実習	2	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1~4※	

10 材料科学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専 門 基 礎 科 目 群	選 択 必 修 科 目	応用数理E(確率・統計)	2	
		物理数学	2	
		基礎電磁気学	2	
		基礎解析力学	2	
		基礎量子力学(工)	2	
		基礎統計物理	2	
		基礎材料物理化学	2	
		基礎材料組織学	2	
専 門 応 用 科 目	必 修 科 目	材料科学実験Ⅰ	2	
		材料科学実験Ⅱ	2	
		材料科学PBL	2	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
		選 択 必 修 科 目	受動電気回路素子論	2
	応用電磁気学		2	
	応用量子力学		2	
	応用統計物理		2	
	物質構造論		2	
	磁性・超伝導		2	
	半導体物性・デバイス		2	
	量子物性論		2	
	材料分析化学		2	
	電気化学		2	
	光化学		2	
	高分子科学		2	
	高分子材料化学		2	
	機能性高分子材料		2	
	工業生化学		2	
	生体分子工学		2	
	生物材料工学	2		
材料評価学	2			
計測工学	2			
技術英語Ⅰ	2			
技術英語Ⅱ	2			
論文輪講Ⅰ	2			
論文輪講Ⅱ	2			

群	選択科目	インターンシップ	2	※研修プログラムにより別に定める。
	特殊選択科目	工場見学 特別講義 海外英語研修 国際研修	1 1 4 1~4※	

11 建築分野

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門応用科目群	選択必修科目	建築学概論	2	
		建築図学Ⅰ	1	
		建築図学Ⅱ	1	
選択科目	建築材料・構造概論	2		

12 建築学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考	
専門応用科目群	必修科目	卒業研修又は基礎設計	2		
		卒業研究又は設計	6		
	選択	建築製図基礎Ⅰ	1		
		建築製図基礎Ⅱ	1		
		建築設計製図Ⅰ	2		
		建築設計製図Ⅱ	2		
		建築設計製図Ⅲ	2		
		建築設計製図Ⅳ	2		
		建築設計製図Ⅴ	2		
		建築計画学Ⅰ	2		
		択	建築計画演習Ⅰ		1
			建築計画演習Ⅱ		1
			設計方法論		2
		必	建築構造解析学・演習Ⅰ		2
			建築構造解析学・演習Ⅱ		2
			建築構造解析学・演習Ⅲ		2
	修	建築構造設計Ⅰ	2		
		建築構造設計Ⅱ	2		
		建築構造設計演習Ⅰ	1		
		建築構造設計演習Ⅱ	1		
		建築材料・構造実験Ⅰ	2		
		建築材料・構造実験Ⅱ	2		
		建築材料	2		
		建築環境工学Ⅰ	2		
		建築環境工学Ⅱ	2		
		建築環境工学演習Ⅰ	1		
	目	建築環境工学演習Ⅱ	1		
建築環境制御学演習Ⅰ		1			
建築環境制御学演習Ⅱ		1			
都市計画学Ⅰ		2			
都市計画学Ⅱ		2			
都市デザイン論		2			
選択	都市計画・デザイン演習	2			
	都市環境法	2			
	建築設計製図Ⅵ	2			
	建築設計製図Ⅶ	2			
	建築計画学Ⅱ	2			
	日本建築史	2			
	西洋建築史	2			
	択	建築構造解析学・演習Ⅳ	2		
		建築構造設計演習Ⅲ	1		
	科	建築構造設計演習Ⅳ	1		
		建築施工	2		
	目	建築法規	2		
		建築環境制御学Ⅰ	2		
建築環境制御学Ⅱ		2			
不動産法		2			
施設見学		1			
特殊選択科目	特別講義	1			
	海外英語研修	4			
	国際研修	1~4※			

13 融合領域分野

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門 応用 科目 群	選 択 必 修 科 目	人間支援感性科学概論	2	
		協創経営概論	2	
		ビジネス統計学	2	
		アントレプレナーシップ I	2	
		芸術コミュニケーション概論	2	
		キャリアデザイン・インターンシップ I	2	
		コンピュータ基礎	1	
		プログラミング基礎 I	2	
		プログラミング基礎 II	2	

14 人間支援感性科学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考	
専門 基礎 科目 群	選 択 必 修 科 目	フィジカルコンピューティング	2		
		応用数理E (確率・統計学)	2		
		電気数理II (フーリエ解析)	2		
		音楽理論基礎講座	2		
		コミュニケーションツールとしての視覚造形	2		
		健康スポーツシステム論	2		
		専 門 用 科	必 修 科 目	実践プログラミング I	2
実践プログラミング II	2				
人間支援感性科学実験 I	1				
人間支援感性科学実験 II	1				
人間支援感性科学実験 III	1				
人間支援感性科学実験 IV	1				
卒業研修 I	2				
卒業研修 II	2				
卒業研究 I	2				
卒業研究 II	6				
研究課題調査 I	1				
研究課題調査 II	1				
選 択 科 目	デザイン基礎			2	
	フィジカルコンディショニング			2	
	ラケットスポーツ実習		1		
	人間工学		2		
	社会福祉論		2		
	表現素材演習 I		2		
	音創造演習 I		2		
	空間造形演習		2		
	現代絵画表現		2		
	パフォーマンスコミュニケーション		2		
	コンピュータネットワーク		2		
	スポーツ生理学 I		2		
	福祉情報工学		2		
必 修 科 目	表現素材演習 II		2		
	電子回路		2		
	生体計測	2			
	機械システム論	2			
	スポーツ生理学 II	2			
	実験計画法	2			
	表現素材演習 III	2			
	ポピュラー音楽概論	2			
	パフォーマンスリテラシー	2			
	音創造演習 II	2			
	デジタルサイネージ	2			
	機能生理学	2			
	日本絵画表現	2			
	表現素材演習 IV	2			
	バイオメディカル・エンジニアリング	2			
	ゴール型スポーツ実習	1			
	ウィンタースポーツサイエンス	2			
ネットワーク工学	2				
コンピュータアーキテクチャ	2				
芸術プロジェクト概論	2				
データベース	2				
人工知能	2				
数値計算	2				
看護工学	2				

目 群	科	スポーツ社会学 スポーツバイオメカニクス 環境造形演習 音楽応用演習Ⅰ 地域芸術資源開発 制御工学 発育発達論 技術英語 芸術プロジェクト表現実習Ⅰ データ工学 アシスティブ・テクノロジー 診断支援工学 マルチメディアコンピューティング 情報システムとセキュリティ ベースボールスポーツ スポーツ心理学 音楽応用演習Ⅱ 機能造形演習 芸術プロジェクト表現実習Ⅱ バイオメカニクス バイオシグナルプロセッシング ゴルフサイエンス	2 2 2 2 2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 1 2 2 2 2	1～4※	※研修プログラムにより別に定める。
	特殊 選択 科目	インターンシップ 施設見学 特別講義 海外英語研修 国際研修	2 1 1 4 1～4※		

15 協創経営プログラム

科目区分等	授業科目	単位数	備考	
専 門 応 用 科 目 群	必修 科 目	キャリアデザイン・インターンシップⅡ 課題解決インターンシップⅠ 課題解決インターンシップⅡ 課題解決インターンシップⅢ ディベートⅠ ディベートⅡ ディベートⅢ アントレプレナーシップⅡ 経営管理と社会的責任 プロジェクト・マネジメント基礎 ロジカルライティング ロジカルスピーキング マーケティング基礎 リーダーシップ基礎 技術評価 技術英語 企業会計基礎	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	※研修プログラムにより別に定める。
	選択 必修 科目	別表第3に定める機械システム工学プログラム，社会基盤工学プログラム，電子情報通信プログラム，知能情報システムプログラム，化学システム工学プログラム，材料科学プログラム及び建築学プログラムにおいて開設する授業科目		
特殊 選択 科目	工場実習 工場見学 特別講義 海外英語研修 国際研修	2 1 1 4 1～4※		

別表第3 (第8条関係)

協創経営プログラムの選択必修科目

開講する主専攻プログラム	授業科目	単位数
機 械 シ ス テ ム 工 学 プ ロ グ ラ ム	機械工学概論	2
	材料力学入門	2
	材料力学Ⅰ	2
	流体工学Ⅰ	2
	工業力学	2
	熱工学Ⅰ	2
	機械力学Ⅰ	2
	機械工学実験Ⅰ	1
	機械工学実験Ⅱ	1
	機械工学実験Ⅲ	1
	機械工学実験Ⅳ	1
	機械設計Ⅰ	2
	機構学	2
	加工学Ⅰ	2
	材料力学Ⅱ	2
	流体工学Ⅱ	2
	機械設計Ⅱ	2
	熱工学Ⅱ	2
	機械力学Ⅱ	2
	システム制御Ⅰ	2
	システム制御Ⅱ	2
	加工学Ⅱ	2
	エネルギー変換工学	2
	トライボロジー	2
	マイクロマシン	2
	機械音響工学	2
	伝熱工学	2
メカトロニクス	2	
ロボット工学	2	
連続体力学	2	
社 会 基 盤 工 学 プ ロ グ ラ ム	社会基盤工学概論	2
	材料力学入門	2
	社会基盤応用数理及び演習Ⅰ	2
	社会基盤応用数理及び演習Ⅱ	2
	社会基盤数理工学	2
	動力学	2
	応用力学Ⅰ	2
	コンクリート工学Ⅰ	2
	地盤工学Ⅰ	2
	基礎水理学	2
	社会基盤工学実験Ⅰ	2
	社会基盤工学実験Ⅱ	2
	社会基盤設計基礎	2
	応用力学演習Ⅰ	2
	応用力学Ⅱ	2
	応用力学演習Ⅱ	2
	建設材料学	2
	コンクリート工学Ⅱ	2
	コンクリート構造工学	2
	地盤工学Ⅱ	2
	地盤工学Ⅲ	2
	水理学及び演習Ⅰ	2
	水理学及び演習Ⅱ	2
社会基盤製図	2	
測量学(工)	2	
測量学実習(工)	2	
都市計画学Ⅱ	2	
都市環境法	2	
電 子	電気数理Ⅰ(ベクトル解析)	2
	電気数理Ⅱ(フーリエ解析)	2
	物理工学Ⅱ(解析力学)	2
	物理工学Ⅲ(量子物理学)	2
	電気回路Ⅰ	2

情報通信プログラム	電子情報通信実験ⅣA	1
	電子情報通信実験ⅣB	1
	電磁気学Ⅰ	2
	電磁気学Ⅱ	2
	プログラミングBⅠ	2
	プログラミングBⅡ	2
	デジタル回路	2
	電気回路Ⅱ	2
	電子回路	2
	電子デバイスⅠ	2
	電気計測	2
	デジタル信号処理	2
	電気回路Ⅲ	2
	電子デバイスⅡ	2
	システム制御工学	2
	送配電工学	2
	画像情報工学	2
	電子物性工学Ⅰ	2
	光量子電子工学	2
	通信方式基礎	2
電子物性工学Ⅱ	2	
光応用工学	2	
パワーエレクトロニクス	2	
知能情報システムプログラム	電気数理Ⅱ（フーリエ解析）	2
	プログラミングAⅠ	2
	プログラミングAⅡ	2
	知能情報システム実験Ⅰ	1
	知能情報システム実験Ⅱ	1
	データ構造とアルゴリズム	2
	電気回路	2
	離散数学	2
	論理回路	2
	コンピュータネットワーク	2
	形式言語とオートマトン	2
	コンピュータアーキテクチャ	2
	人工知能	2
	信号処理	2
	情報理論	2
	データ工学	2
	数理論理学	2
	ネットワーク工学	2
	基礎電子回路	2
	数値計算プログラミング	2
	コンパイラ	2
	制御工学	2
	マルチメディアコンピューティング	2
アシスティブ・テクノロジー	2	
電子デバイス	2	
プログラミングAⅢ	2	
バイオメディカル・エンジニアリング	2	
化学シス	化学工学基礎	2
	化学プロセス概論	2
	高分子化学概論	2
	有機化学（工）	2
	反応工学Ⅰ	2
	拡散操作Ⅰ	2
	分析化学（工）	2
	無機化学	2
	無機化学実験（工）	2
	分析化学実験（工）	2
	拡散操作Ⅱ	2
	物理化学Ⅰ	2
	移動論基礎	2
	物理化学実験（工）	2
	有機化学実験（工）	2
プロセス伝熱工学	2	

テ ム 工 学 プ ロ グ ラ ム	化学実験1	1
	計測化学Ⅰ	2
	高分子化学Ⅰ	2
	反応速度論	2
	高分子化学実験	2
	反応工学Ⅱ	2
	粉体工学	2
	化学実験2	1
	設計製図	1
	計測化学Ⅱ	2
	有機反応化学	2
	物理化学Ⅱ	2
	高分子化学Ⅲ	2
	無機工業化学	2
	固体化学	2
	プロセス制御	2
	移動現象論	2
	有機合成化学	2
	機械的分離工学	2
	安全工学	2
	無機合成化学	2
	分子設計化学	2
	品質管理	2
	反応工学Ⅲ	2
	拡散操作Ⅲ	2
	放射化学(工)	2
高分子化学Ⅱ	2	
物理化学Ⅲ	2	
反応装置工学	2	
プロセス設計	2	
環境化学工学	2	
材 料 科 学 プ ロ グ ラ ム	基礎無機化学	2
	基礎有機化学	2
	基礎電磁気学	2
	基礎解析力学	2
	基礎量子力学(工)	2
	基礎統計物理	2
	基礎材料物理化学	2
	基礎材料組織学	2
	材料科学実験Ⅰ	2
	材料科学実験Ⅱ	2
	受動電気回路素子論	2
	応用電磁気学	2
	応用量子力学	2
	応用統計物理	2
	物質構造論	2
	磁性・超伝導	2
	半導体物性・デバイス	2
	量子物性論	2
	材料分析化学	2
	電気化学	2
	光化学	2
	高分子科学	2
	高分子材料化学	2
	機能性高分子材料	2
	工業生化学	2
	生体分子工学	2
生物材料工学	2	
材料評価学	2	
建 築	建築学概論	2
	建築図学Ⅰ	1
	建築図学Ⅱ	1
	建築材料・構造概論	2
	建築製図基礎Ⅰ	1
	建築製図基礎Ⅱ	1
	建築設計製図Ⅰ	2

学 ブ ロ グ ラ ム	建築設計製図Ⅱ	2
	建築計画学Ⅰ	2
	建築構造解析学・演習Ⅰ	2
	建築構造解析学・演習Ⅱ	2
	建築構造解析学・演習Ⅲ	2
	建築構造設計Ⅰ	2
	建築材料	2
	建築環境工学Ⅱ	2
	都市計画学Ⅰ	2
	都市計画学Ⅱ	2
	都市デザイン論	2
	都市計画・デザイン演習	2
	都市環境法	2
	建築計画学Ⅱ	2
	日本建築史	2
	西洋建築史	2
	建築構造解析学・演習Ⅳ	2
	建築法規	2
建築環境制御学Ⅱ	2	
不動産法	2	

VI 新潟大学工学部規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、新潟大学工学部規程(平成16年工規程第1号。以下「規程」という。)に基づき、新潟大学工学部(以下「本学部」という。)の学生の履修方法、進級・卒業要件等に関し必要な事項について定めるものとする。

(学部専門系科目の標示)

第2条 この細則において、規程第7条第2項で定める学部専門系科目の各科目群の授業科目の種類を、次のとおり表すものとする。

必修科目	A科目
選択必修科目	B科目
選択科目	C科目
特殊選択科目	D科目
自由科目	E科目

(履修手続)

第3条 学生は、所属する主専攻プログラムの他年次の学部専門系科目又は他の主専攻プログラムの学部専門系科目を履修することができる。ただし、履修順序が定められている場合には、それに従わなければならない。

2 授業科目の履修については、授業開始前に所定の履修手続を行うものとする。

第4条 学生は、履修の承認を受けた後に履修を取り消す場合は、速やかに担当教員に聴講取消票を提出しなければならない。

(履修科目登録単位数の上限)

第5条 学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数は、28単位を上限とする。

2 前項に規定する単位数には、集中講義科目、単位互換制度に基づいて他大学が開設する科目、休業期間中に特別に開講する科目、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に規定する教職に関する科目、副専攻科目、短期留学プログラム科目及びリメディアル演習の単位は含まないものとする。

(既修得科目の再履修)

第6条 学生は、既に単位を修得した授業科目については、再履修することができないものとする。

(履修上の指導)

第7条 学生の履修上の指導を行うため、指導教員を置く。

2 指導教員は、第1年次から第3年次の学生にあつては、学年担当教員、第4年次の学生にあつては、学年担当教員若しくは卒業研究指導教員又はその両者とする。

(主専攻プログラム)

第8条 学生の所属する主専攻プログラムは、学生の志望等に基づき教授会で決定し、公示する。

(試験及び単位の授与)

第9条 規程第11条第1項に定める学部専門系科目の試験は、聴講が承認された授業科目について受けることができる。

2 合格と認定された学部専門系科目については、当該授業科目の授業が終了する学期又はターム末に、所定の単位を与える。ただし、D科目(「リメディアル演習」を除く。)については、学部で定めた条件を満たした学期又はターム末に、所定の単位を与える。

(進級)

第10条 第2年次及び第4年次へ進級できる者は、次の基準によるものとする。

(1) 第2年次への進級

本学部に通算1年以上在学し、教養系科目及び学部専門系科目を合計32単位以上修得（総合工学概論、総合技術科学演習、技術者の心がまえ、知的財産概論及び情報セキュリティ概論のうちから4単位の修得を含む。）した者

(2) 第4年次への進級

本学部に通算3年以上在学し、別表第1に定める第3年次までに履修しなければならない授業科目の単位数以上の単位を修得した者

(卒業資格)

第11条 本学部に卒業するためには、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 本学部に通算4年以上在学すること。
- (2) 別表第2に定める単位数以上の単位を修得すること。

(第4年次進級基準及び卒業資格基準における授業科目等の取扱い)

第12条 前2条の規定における学部専門系科目（専門基礎科目群及び専門応用科目群）の授業科目等について、学生の所属する主専攻プログラム以外のA、B及びC科目の単位を所属する主専攻プログラムの専門応用科目群のC科目の単位として加えることができるものとする。ただし、専門基礎科目群の授業科目のうち、他の主専攻プログラムで開設する科目が所属する主専攻プログラムで開設する科目と同一科目名の科目は、所属する主専攻プログラムで定める専門基礎科目群の科目の区分による単位とする。

(学修成果の評価等)

第13条 学生が履修登録したすべての授業科目について、1単位当たりの成績の平均値（以下「GPA」という。）を算出するものとする。

2 GPAは、次に掲げる基準により各学期ごとに算出するものとし、入学後の履修登録したすべての授業科目の累積GPAについても算出する。

- (1) 100点満点で評価された各授業科目のグレード・ポイント（以下「GP」という。）は、次の計算式で算出する。ただし、得点が60点未満のときのGPは、0とする。

$$GP = (\text{得点} - 50) / 10$$

- (2) GPAは、学期ごとに次の計算式で算出する。

$GPA = \{\text{履修登録した各授業科目の単位数} \times GP\}$ の総和 / 履修登録した各授業科目の単位数の総和

- (3) 累積GPAは、次の計算式で算出する。

$\text{累積GPA} = \{\text{入学時以降に履修登録した各授業科目の単位数} \times GP\}$ の総和 / 入学時以降に履修登録した各授業科目の単位数の総和

(学業席次)

第14条 学業席次を必要とするときは、次項に規定する基準単位数を満たした者について累積GPAを用いて決定する。

2 前項の基準単位数は、第1年次第1学期は14単位、同第2学期は28単位、第2年次第1学期は42単位、同第2学期は56単位、第3年次第1学期は70単位、同第2学期は84単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、編入学した学生の学業席次の取扱いについては、別に定める。

(早期卒業)

第15条 規程第16条第2項に定める卒業の要件単位を優秀な成績で修得したと認める場合とは、累積GPAが3.7以上で各主専攻プログラムが実施する最終審査に合格した場合をいい、その手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

別表第1 (第10条関係)

第4年次進級基準

第3年次の終わりまでに修得すべき最低単位数								
科目 区分等 主専攻プログラム	学部専門系科目				計	教養系科目 規程別表第1に 定める単位数	学部 専門 系科 目又 は教 養系 科目	合計
	専門基礎 科目群	専門応用科目群						
	B科目	A科目	B科目	B, C及びE 科目の中 から				
機械システム工学プログラム	5	31	18	12	66	32 〔 必修 13 選択必修 12 選 択 7 〕	6	104
社会基盤工学プログラム	8	22	32	4				
電子情報通信プログラム	10	22	26	8				
知能情報システムプログラム	10	18	26	12				
化学システム工学プログラム	10	8	44	4				
材料科学プログラム	10	14	32	10				
建築学プログラム	0	8	42	16				
人間支援感性科学プログラム	6	20	32	8				
協創経営プログラム	0	32	34	0				

備考1 E科目の単位は、6単位までを第4年次進級要件単位に含めることができる。

2 専門基礎科目群のB科目の余剰単位は、専門応用科目群のB科目の単位として、4年次進級要件単位に含めることができる。

3 協創経営プログラムにおけるB科目は、規程別表第2に定める融合領域分野で開講する専門応用科目群の選択必修科目のうち12単位を含まなければならない。

4 第3年次編入学学生にあつては、この表に定める単位数にかかわらず、学部専門系科目の単位数の合計が62単位（この表に定めるA科目の全単位数を含むものとする。）以上、教養系科目の単位数の合計が28単位以上で、その単位の合計が104単位以上であれば足りるものとする。

別表第2 (第11条関係)

卒業資格基準

修得すべき最低単位数								
科目 区分等 主専攻プログラム	学部専門系科目				計	教養系科目 規程別表第1に 定める単位数	学部 専門 系科 目又 は教 養系 科目	合計
	専門基礎 科目群	専門応用科目群						
	B科目	A科目	B科目	B, C, D及び E科目の中 から				
機械システム工学プログラム	5	39	22	16	82	36	6	124
社会基盤工学プログラム	8	34	34	6				
電子情報通信プログラム	10	34	30	8				
知能情報システムプログラム	10	26	28	18				
化学システム工学プログラム	10	20	44	8				
材料科学プログラム	10	22	40	10				
建築学プログラム	0	16	42	24				
人間支援感性科学プログラム	6	30	38	8				
協創経営プログラム	0	42	40	0				

備考1 E科目単位数の上限は、定めないものとする。

2 専門基礎科目群のB科目の余剰単位は、専門応用科目群のB科目の単位として、卒業要件単位に含めることができる。

3 協創経営プログラムにおけるB科目は、規程別表第3に定める科目のうち、いずれか一つの主専攻プログラムにおいて開講される科目群から28単位以上を含まなければならない。

Ⅶ 専門基礎科目群・専門応用科目群標準課程表

学部専門系科目の最低修得単位は、学部規程細則別表第1・2（第10条・第11条関係）に示すとおりですが、各年次における履修科目及び単位数の配分は、この標準課程表に示してありますので、この表により履修計画を立ててください。

- (注) 1 この標準課程表に基づき授業時間割表〔講義概要（シラバス）に掲載〕が編成されています。
2 標準課程表の授業科目の開講時期等については、教育上の都合により、変更することがあります。

機械システム工学プログラム専門基礎科目群標準課程表

2018年度入学生適用

授業科目		B・C の別	単 位 数	毎週授業時間数															
				1年次				2年次				3年次				4年次			
				第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期	
				第1 ターム	第2 ターム	第3 ターム	第4 ターム												
数 学	数物演習	B	2			4													
	応用数理A (ベクトル解析)	B	2					4											
	応用数理B (常微分方程式)	B	2					4											
	複素・フーリエ解析	B	2						4										
物 理 学	物理工学実験	B	1			4													
合 計 (単位数及び毎週授業時間数)		B	9			4	4	8		4									

単位数年次別配当表

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	計
A	8	15	8	8	39
B	6	12	12	4	34
C	0	2	22	6	30
計	14	29	42	18	103

(注) 学年プログラム横断型授業については、上記の単位数年次別配当表に記載されていない。

	科目名	単位数	備考
特殊選択 科 (D科目)	リメディアル演習	1単位	1年次第1ターム開講
	工場実習	2単位	不定期に実施され、年度により 開講されない場合もある。
	工場見学	1単位	
	特別講義	1単位	
	海外英語研修	4単位	
国際研修	*日数により 変動		

備考：プログラムの詳細についてはガイダンス等で説明する。

社会基盤工学プログラム専門基礎科目群標準課程表

2018年度入学生適用

授業科目		B・C の別	単 位 数	毎週授業時間数															
				1年次				2年次				3年次				4年次			
				第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期	
				第1 ターム	第2 ターム	第3 ターム	第4 ターム												
数 学	社会基盤応用数理及び演習Ⅰ	B	2					4											
	社会基盤応用数理及び演習Ⅱ	B	2							4									
	応用数理E (確率・統計)	B	2								4								
	社会基盤数理工学	B	2								4								
物 理 学	数物演習	B	2			4													
	理工学実験	B	1				4												
	動力学	B	2								4								
合 計 (単位数及び毎週授業時間数)		B	13			4	4	4			4	8	4						

単位数年次別配当表

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	計
A	8	10	4	12	34
B	6	18	16	2	42
C	0	4	8	2	14
計	14	32	28	16	90

(注) 学年プログラム横断型授業については、上記の単位数年次別配当表に記載されていない。

	科目名	単位数	備考
特殊選択 科目 (D科目)	リメディアル演習	1単位	1年次第1ターム開講
	インターンシップ 現場見学 特別講義 海外英語研修 国際研修	2単位 1単位 1単位 4単位 *日数により 変動	不定期に実施され、年度により 開講されない場合もある。

備考：プログラムの詳細についてはガイダンス等で説明する。

電子情報通信プログラム専門基礎科目群標準課程表

2018年度入学生適用

授業科目		B・C の別	単 位 数	毎週授業時間数																
				1年次				2年次				3年次				4年次				
				第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		
				第1 ターム	第2 ターム	第3 ターム	第4 ターム													
数 学	応用数理B (常微分方程式)	B	2					4												
	応用数理C (複素解析)	B	2						4											
	応用数理E (確率・統計学)	B	2					4												
	電気数理I (ベクトル解析)	B	2					4												
	電気数理II (フーリエ解析)	B	2							4										
物 理 学	物理工学II (解析力学)	B	2					4												
	物理工学III (量子物理学)	B	2						4											
	物理工学IV (熱・統計力学)	B	2							4										
合 計 (単位数及び毎週授業時間数)		B	16					4	12	8	8									

単位数年次別配当表

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	計
A	8	8	6	12	34
B	7	15	35	4	61
C	0	2	0	5	7
計	15	25	41	21	102

(注) 学年プログラム横断型授業については、上記の単位数年次別配当表に記載されていない。

	科目名	単位数	備考
特殊選択 科目 (D科目)	リメディアル演習	1単位	1年次第1ターム開講
	インターンシップ	2単位	不定期に実施され、年度により 開講されない場合もある。
	施設見学	1単位	
	特別講義	1単位	
	海外英語研修	4単位	
	国際研修	*日数により 変動	

備考：プログラムの詳細についてはガイダンス等で説明する。

知能情報システムプログラム専門基礎科目群標準課程表

2018年度入学生適用

授業科目		B・C の別	単 位 数	毎週授業時間数															
				1年次				2年次				3年次				4年次			
				第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期	
				第1 ターム	第2 ターム	第3 ターム	第4 ターム												
数学	応用数理解E (確率・統計学)	B	2					4											
	電気数理解I (ベクトル解析)	B	2						4										
	応用数理解B (常微分方程式)	B	2					4											
	応用数理解C (複素解析)	B	2							4									
	電気数理解II (フーリエ解析)	B	2								4								
物理学	電磁気学	B	2							4									
	物理学II (解析力学)	B	2									4							
	物理学III (量子物理学)	B	2										4						
	物理学IV (熱・統計力学)	B	2											4					
合計 (単位数及び毎週授業時間数)		B	18					4	8	8	4		4	4	4				

単位数年次別配当表

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	計
A	8	5	5	8	26
B	7	18	12	0	37
C	0	10	24	4	38
計	15	33	41	12	101

(注) 学年プログラム横断型授業については、上記の単位数年次別配当表に記載されていない。

	科目名	単位数	備考
特殊選択 科目 (D科目)	リメディアル演習	1単位	1年次第1ターム開講
	インターンシップ	2単位	不定期に実施され、年度により 開講されない場合もある。
	施設見学	1単位	
	特別講義	1単位	
海外英語研修	4単位		
	国際研修	*日数により 変動	

備考：プログラムの詳細についてはガイダンス等で説明する。

化学システム工学プログラム専門基礎科目群標準課程表

2018年度入学生適用

授業科目		B・C の別	単 位 数	毎週授業時間数															
				1年次				2年次				3年次				4年次			
				第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期	
				第1 ターム	第2 ターム	第3 ターム	第4 ターム												
数 学	化学システム応用数理	B	2								4								
	応用数理B(常微分方程式)	B	2							4									
物 理 学	基礎物理工学	B	2									4							
化 学	基礎無機化学	B	2				4												
	基礎有機化学	B	2			4													
	化学工学基礎	B	2			4													
	化学プロセス概論	B	2					4											
	高分子化学概論	B	2					4											
	基礎物理化学	B	2						4										
合 計 (単位数及び毎週授業時間数)		B	18			8	4	8	4	4	4	4							

科目区分	授業科目	必修・選択の別	単位数	毎週授業時間数																備考		
				1年次				2年次				3年次				4年次						
				第1学期 第1ターム	第2学期 第2ターム	第3学期 第3ターム	第4学期 第4ターム															
C	反応工学Ⅲ	C	2											4								
C	拡散操作Ⅲ	C	2											4								
応C	無機合成化学	C	2						4													
応C	放射化学(工)	C	2											4								
応C	高分子化学Ⅱ	C	2											4								
応C	物理化学Ⅳ	C	2												4							
化C	品質管理	C	2						4													
化C	反応装置工学	C	2												4							
化C	プロセス設計	C	2													4						
化C	環境化学工学	C	2													4						
化C	工程解析	C	2													集中						
合計 (単位数及び毎週授業時間数)	A		20																			
	●B		12	4	4	4	4	12	8	24	28	28	28	28	20	14	14	22	22			応化コース
	■B		12																			
	○B		43																			
	□B		42	4	4	4	4	12	8	24	28	28	20	20	16	22	14	22	22			化工コース
応C		44																				
化C		46																				

注(1) 4年次進級基準のB単位44単位以上の内訳は、次の①、②のとおり指定する。

応化コース ①●B単位12単位 ②○B単位32単位以上

化工コース ①■B単位12単位 ②□B単位32単位以上

注(2) 卒業資格基準のB単位44単位以上の内訳は、次の①、②のとおり指定する。

①●B単位12単位 ②○B単位32単位以上

①■B単位12単位 ②□B単位32単位以上

単位数年次別配当表

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	計
A	8	0	0	12	20
B	●	0	6	0	12
	■	0	4	8	12
	○	0	20	23	43
	□	0	24	18	42
C	応化	0	4	12	18
	化工	0	4	10	20
計	応化	8	30	41	93
	化工	8	32	36	94

(注) 学年プログラム横断型授業については、上記の単位数年次別配当表に記載されていない。

特殊選択科目 (D科目)	科目名	単位数	備考
		リメディアル演習	1単位
	工場見学 工場実習 特別講義 海外英語研修 国際研修	1単位 2単位 1単位 4単位 *日数により変動	不定期に実施され、年度により開講されない場合もある。

備考：プログラムの詳細についてはガイダンス等で説明する。

材料科学プログラム専門基礎科目群標準課程表

2018年度入学生適用

授業科目		B・C の別	単 位 数	毎週授業時間数																
				1年次				2年次				3年次				4年次				
				第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		
				第1 ターム	第2 ターム	第3 ターム	第4 ターム													
数 学	応用数理E (確率・統計)	B	2					4												
	物理数学	B	2						4											
物 理 学	基礎電磁気学	B	2					4												
	基礎解析力学	B	2					4												
	基礎量子力学 (工)	B	2						4											
	基礎統計物理	B	2							4										
化 学	基礎無機化学	B	2				4													
	基礎有機化学	B	2			4														
	化学工学基礎	B	2			4														
	基礎材料物理化学	B	2					4												
材 料	基礎材料組織学	B	2					4												
合 計 (単位数及び毎週授業時間数)		B	22			8	4	16	4	8	4									

単位数年次別配当表

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	計
A	8	0	6	8	22
B	0	8	30	8	46
C	0	2	0	2	4
計	8	10	36	18	72

(注) 学年プログラム横断型授業については、上記の単位数年次別配当表に記載されていない。

	科目名	単位数	備考
特殊選択 科 (D科目)	リメディアル演習	1単位	1年次第1ターム開講
	工場見学 特別講義 海外英語研修 国際研修	1単位 1単位 4単位 *日数により 変動	不定期に実施され、年度により 開講されない場合もある。

備考：プログラムの詳細についてはガイダンス等で説明する。

建築学プログラム専門基礎科目群標準課程表

2018年度入学生適用

授業科目	B・C の別	単 位 数	毎週授業時間数															
			1年次				2年次				3年次				4年次			
			第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期	
			第1 ターム	第2 ターム	第3 ターム	第4 ターム												
合 計 (単位数及び毎週授業時間数)		0																

単位数年次別配当表

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	計
A	8	0	0	8	16
B	4	22	32	0	58
C	2	8	12	6	28
計	14	30	44	14	102

(注) 学年プログラム横断型授業については、上記の単位数年次別配当表に記載されていない。

	科目名	単位数	備考
特殊選択 科目 (D科目)	リメディアル演習	1単位	1年次第1ターム開講
	施設見学 特別講義 海外英語研修 国際研修	1単位 1単位 4単位 *日数により 変動	不定期に実施され、年度により 開講されない場合もある。

備考：プログラムの詳細についてはガイダンス等で説明する。

人間支援感性科学プログラム専門基礎科目群標準課程表

2018年度入学生適用

授業科目		B・C の別	単 位 数	毎週授業時間数															
				1年次				2年次				3年次				4年次			
				第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期	
				第1 ターム	第2 ターム	第3 ターム	第4 ターム												
数学・ 物理学	フィジカルコンピューティ ング	B	2					4											
	応用数理E (確率・統計学)	B	2					4											
	電気数理II (フーリエ解析)	B	2								4								
芸術・ スポーツ 健康ス	音楽理論基礎講座	B	2					2	2										
	コミュニケーションツール としての視覚造形	B	2								4								
	健康スポーツシステム論	B	2								4								
合 計 (単位数及び毎週授業時間数)		B	12					10	2	8	4								

協創経営プログラム専門基礎科目群標準課程表

2018年度入学生適用

授業科目	B・C の別	単 位 数	毎週授業時間数															
			1年次				2年次				3年次				4年次			
			第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期		第1学期		第2学期	
			第1 ターム	第2 ターム	第3 ターム	第4 ターム												
合 計 (単位数及び毎週授業時間数)		0																

単位数年次別配当表

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	計
A	8	10	14	10	42
B	17	0	0	0	17
C	0	0	0	2	2
計	25	10	14	12	61

(注) 学年プログラム横断型授業ならびにパッケージ科目については、上記の単位数年次別配当表に記載されていない。

	科目名	単位数	備考
特殊選択 科目 (D科目)	リメディアル演習	1単位	1年次第1ターム開講
	工場実習	2単位	不定期に実施され、年度により 開講されない場合もある。
	工場見学	1単位	
	特別講義	1単位	
	海外英語研修	4単位	
国際研修	*日数により変動		

備考：プログラムの詳細についてはガイダンス等で説明する。

Ⅷ 履修手続き並びに諸注意

1 履修科目登録の上限及び学修成果の評価について

(1) 履修科目の登録単位数の上限制度（CAP制）の意義

大学で履修する講義科目の単位は、履修科目の教室外学習である予習と復習にそれぞれ授業時間と同じ時間（合わせて授業時間の2倍）を最低かけることを前提としています。これは厳選された科目において宿題やレポートを十分に課すとともに厳格な成績評価と合わせることで、学生が予習・復習をしっかりと行うことを義務付けたものです。そこで予習と復習の時間を考えて履修可能な科目数に上限が定められています（CAP制）。

工学部では予習と復習の時間と、工学部学生の過去の履修状況と第4年次進級基準を考慮して1 Semester（1学期）当たり**28単位**を上限としたCAPとしています。

(2) 工学部学生が履修登録できる科目の単位数の上限は各学期28単位です。ただし、単位数の上限には以下の科目は除きます。

- ① 集中講義科目
- ② 単位互換制度に基づく他大学開設科目（長岡技術科学大学等）
- ③ 休業期間中に特別に開講する科目
- ④ 教職に関する科目（本必携67ページの「別表2」に記載されている科目）
- ⑤ 副専攻プログラムの授業科目のうちQコード科目
- ⑥ 「リメディアル演習」

(3) 各学期始めに(2)項に従わず単位数の上限を超えて履修登録した場合、基準の単位数以下になるように履修登録科目の再申請あるいは履修登録の取消しを行ってください。なお、再申請及び履修登録の取消しを手続き期間中に行わない場合には、履修が認められず期末試験等を受けられなくなることもあります。

(4) 学生が履修登録した各学期の全科目について、5点満点評価の平均値（以下、GPA:Grade Point Average）を算出します。また、入学してから履修登録した全科目についても累積GPA値を算出します（規程細則第13条を参照）。

工学部学生のGPA値の算出は以下のとおりです。

- ① 100点満点で評価された点数から50を引き10で割った値を各科目のグレード・ポイント（GP）とし（ただし、得点が60点未満のときのGPは0）、履修登録した全科目の単位数で重みを付けた平均値をGPA値とします（計算式は規程細則第13条第2項を参照）。
- ② GPAおよび累積GPAによる成績評価は、得点が60点に達せず単位修得できなかった科目も含め全ての履修登録した科目で行います。ただし、認定科目、合否判定科目及びRコード科目のうち短期留学プログラム科目を除きます。（なお、点数化された認定科目は計算に含めません。）
- ③ 定められた期限内履修登録の取消しを行った科目は、GPA値の算出に使われません。

2 修得単位数の少ない学生の履修指導について

(1) 学期の修得単位数が14単位未満のとき（4年次を除く）、当該学生は学年担当教員から勉学意欲の奮起等の注意及び履修指導を受けることとなります。同様に保護者へも勉学意欲の奮起等の注意を連絡します。

(2) 各学期の修得単位数が連続して2回とも14単位未満のとき、学年担当教員より再度履修指導を受

けることとなります。また、当該学生は保護者とも相談し今後の履修計画を学年担当教員に報告してください。

- (3) 各学期の修得単位数が連続して3回とも14単位未満であるときは、保護者とも相談して当該学生に進路再考（退学勧告等）を含めた履修指導を行います。

3 入学前の既修得単位認定に関する申請期間について

本学入学前に他大学等で既に修得した単位の認定を希望する者は、原則として必要書類を添えて入学年度の4月末日までに申請してください。

4 開講科目の科目区分について

新潟大学で開講される科目は、それぞれ科目区分に従って分類されています。なお、工学部で規定する「学部専門系科目」（工学部規程第7条）には講義番号の頭文字にTが記載されています（Tコード科目）。この科目については、履修方法が各分野・主専攻プログラムで異なりますので、当該分野・主専攻プログラムのガイダンスを必ず受けてください。

5 教養系科目について

(1) 大学学習法（「工学リテラシー入門」）の履修について

- ① 大学学習法（「工学リテラシー入門」）は、必修（2単位）です。所属する分野で開講する科目を必ず履修してください。
- ② 講義概要（Gコード科目）を参考にしてください。
- ③ 他学部及び工学部所属分野以外で開講される大学学習法の科目を聴講することはできません。

(2) 情報リテラシー、自然系共通専門基礎、自然科学の各科目区分の科目の分野指定について

学生の所属する分野が指定している情報リテラシー、自然系共通専門基礎、自然科学の各科目区分に属する科目は、学部専門系科目を学習する上で基礎となる科目ですので、必ず聴講してください。

(3) 英語、初修外国語の各科目区分の履修について

英語、初修外国語の各科目区分からの履修については、新入生ガイダンスの際に説明するので、必ずその説明を受けてください。

外国語科目に関する卒業要件は、「英語4単位と初修外国語（英語以外）2単位を修得すること」と規定されています。原則として、1年次の第1・第2タームに「アカデミック英語（リーディング）」のR1・R2（各0.5単位）と「アカデミック英語（リスニング）」のL1・L2（各0.5単位）を履修し、第3・第4タームに「基礎英語」と「アカデミック英語（ライティング）」（各1単位）を履修してください。以上の科目はいずれも週1回です。詳細については、入学手続き時に配布された「Let's Learn College English」および「ことばの窓から何が見える？」の小冊子に、工学部学生の履修方法が記載されていますので参照してください。

1年次の第1・第2タームに開講される「アカデミック英語（リーディング）」と「アカデミック英語（リスニング）」はクラス分けを行うので、工学部の学務係掲示板で確認してください。

なお、1年次の第2タームに実施されるTOEICで470点以上の成績を収めた学生は基礎英語の単位が認定されます。

●初修外国語（英語以外の外国語）の履修について

初修外国語の最低履修単位数は2単位で、「外国語ベーシックⅠ」（第1・第2ターム・週1回講義形式・2単位）を履修すれば卒業要件を満たすことになります。

初修外国語のクラス編成は、入学手続時の希望調査に基づいて行われます。別途発表されるクラス編成表に従って履修してください。分野内で曜日と時限が異なるクラス分けが行われる分野もあります。

(4) 健康・スポーツ科目区分の履修について

健康・スポーツ科目区分の「健康スポーツ科学実習Ⅰ」（1単位）は必修です。分野によって、第1・第2ターム又は第3・第4タームに開講されますので、自分分野の授業時間表で指定されているターム、曜日と時限で履修してください。分野内で曜日と時限が異なるクラス分けが行われる分野もあります。

「健康スポーツ科学実習Ⅱ」は、第4年次進級要件単位及び卒業要件単位の「必修」（1単位）として含めることはできませんので、注意してください。

なお、健康・スポーツ科目区分の「健康スポーツ科学講義」は、教育職員免許状取得希望者は必修となります。

6 学部専門系科目について

- (1) 各主専攻プログラムの標準課程表に従って履修してください。
- (2) 標準課程外の科目（所属主専攻プログラムの他年次の科目または他主専攻プログラムの科目）の履修については、聴講不許可となることもあるので注意してください。
- (3) 聴講許可されていない科目については、学期末等試験の受験資格はありません。

7 学部専門系科目以外の科目について

学部専門系科目以外の科目を修得した場合は、工学部では教養系科目とみなされます。詳細については工学部学務係へ問い合わせてください。

8 第2年次・第4年次進級要件単位及び卒業要件単位に含まれない科目について

以下の科目は第2年次進級要件、第4年次進級要件単位及び卒業要件単位に含めることはできませんので、注意してください。

- ① 副専攻プログラムの授業科目のうちQコード科目
- ② 夜間主科目

9 早期卒業について

工学部の学生で、工学部に3年以上在学した者が、卒業の要件単位を優秀な成績で修得した場合には、早期卒業（3年生終了時に卒業）ができます。その基準については、別に定めますので工学部学務係で確認してください。

10 副専攻制度について

新潟大学には副専攻制度があり、希望した副専攻の基準を満たした場合、新潟大学長から卒業時に認定証が交付されます。その基準等については、パンフレットなどを参照してください。

11 科目の履修申請・確認について

当該学期に履修しようとする全ての科目について、一週間の時間割を各自作成してください。なお、履修登録単位数の上限（CAP）に注意してください。

※同一時限に2科目以上の聴講は許可しません。（隔週授業を除きます）

履修科目の申請及び取消は、原則として「学務情報システム <https://gakujo.iess.niigata-u.ac.jp/campusweb/>（以下Webという。）」から行います。申請及び取消方法については、別途ガイダンス等で説明します。

<履修科目の申請及び取消>

申請方法は下記の履修手続期間により異なるので注意してください。

（履修許可申請期間）

Web画面から申請します。申請方法については、別紙マニュアルを参照してください。
この期間内は、Web画面で申請及び取消を何回でも行えます。

（履修許可確認・削除可能期間）

Web画面から履修を許可されているか確認し、履修を取り消す場合は聴講取消票（マークカード）に必要事項を記入し、授業担当教員の承認印をもらい、所属学部等の学務係（Gコード科目は教務課）へ提出してください。

（履修登録追加期間）

定員に余裕がある科目のみ先着順で履修登録が可能です。Web画面から申請してください。
※ 授業運営上やむを得ない事情により、定員に余裕があっても追加登録を締め切る場合があります。

集中講義は、申請期間及び申請方法が異なるので、工学部学生掲示板の指示により行ってください。

※ 聴講票及び聴講取消票は、履修許可確認・削除可能期間時に工学部学務係のカウンター及び総合教育研究棟A棟1階の教務課カウンターに置いてあります。

<履修科目の確認>

Web画面から履修科目の確認を行ってください。正しく登録されていない場合は、聴講票または聴講取消票に必要事項を記入し、授業担当教員の承認印をもらい、所属学部等の学務係（Gコード科目は教務課）へ提出してください。

履修申請に誤りがあり不利益を被った場合、**自己責任となります**ので、履修許可されている科目に間違いがないことを必ず確認してください。

なお、確認方法については、別紙マニュアルを参照してください。

—聴講票の記入方法—

<注意>

HBまたはFの鉛筆で記入し、間違えた場合は消しゴムできれいに消す。

ボールペン等は不可です。

折り曲げたり、汚したりしない。

【聴講票記入例】

- ① 在籍番号及び開講番号を記入し、該当の英字及び数字をきれいに塗りつぶす。
- ② 開講年度・学部・学科・分野又は主専攻プログラム・学年・氏名を記入する。
- ③ 科目名・曜限・担当教員名を、文字枠からはみ出さない様に、ていねいに記入する。

12 学期末等試験における不正行為について

教養系科目および学部専門系科目における学期末等試験で不正行為を行った者に対しては、懲戒処分として、停学又は訓告、身代わり受験等の悪質な場合は、退学又は停学といった厳しい処分が行われます。また、当該試験科目を不合格(0点)とするほか、それ以外の当該学期の履修登録科目はすべて履修取消とします。どのような理由があろうとも不正行為は絶対にしてはいけません。携帯電話等は、電源を切ってカバン等の中に入れてください。カンニングペーパーや、携帯電話等を所持しているだけでも不正行為を行ったとみなされます。

IX 図書 の 閲 覧 及 び 帯 出

- 1 本学学生は新潟大学附属図書館利用規程に基づき、本学附属図書館（中央図書館、医歯学図書館）の図書を館内において閲覧し、又は借り受けて館外に帯出することができます。

図書館の入館時には、ゲートに「学生証」を通してください。

図書を借り受ける場合は「学生証」を「図書館利用カード」として使用します。自動貸出機を利用するか、カウンターで貸出手続きをとってください。貸出冊数は1人10冊以内、期間は図書14日以内、雑誌7日以内となっています。

附属図書館の詳細については、「学生便覧」の図書館の頁または「図書館利用案内」を参照してください。

- 2 工学部図書分室は、主に和洋雑誌約430タイトル（1987年（昭和62年）以降）を所蔵しています。

工学部図書分室（メディアスペース）の利用時間は次のとおりです。

平日 8時30分から18時まで

- 3 利用者は、図書を亡失し又は著しく損傷したときは、同一図書をもって弁償しなければなりません。

X 学 生 へ の 通 知 ・ 連 絡

工学部では、学生に通知、連絡すべき事項は、原則として掲示をもって行いますので、常に工学部学務係脇の学生掲示板に注意し、見落とし及び誤読等のないよう留意してください。これを怠ると思わぬ不利益を被ることがありますので、登下校の際は、必ず掲示板を見るようにしてください。

XI 各 種 申 請 及 び 届 出 に つ い て

各種申請及び届出は、工学部学務係に提出してください。各種申請及び届出については次のような項目があり、所定用紙等関係書類は工学部学務係に備えられています。

- ①証明書自動発行システムから学生証を使用して即時に発行されるもの

在学証明書 卒業見込証明書（4年次学生のみ） 学業成績証明書 健康診断証明書（すべての項目を受診した4年次生のみ） JR学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

- ②工学部学務係へ申請、届出するもの

[在籍関係] 休学申請書 退学申請書 復学届 転学申請書 転部受験許可申請書 転分野・転主専攻プログラム志願書

※なお、休学、退学、復学は、原則として異動を希望する日の1か月前までに申請してください。

[学生生活関係] 連絡先届 長期欠席届 改氏名届 父母等（連絡先）住所変更届 学生証再交付願 通学証明書交付願 学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険の事故通知（保険金請求書） 留学申請書（海外の語学研修等も含む。） 海外旅行計画書

[課外活動等関係] 団体結成届 掲示許可願 印刷物配布発行届 講義室等使用願 物品借用願

[期末試験関係] 追試験受験願

XII 教育職員免許状の取得について

教育職員免許状は、教育職員免許法及び同施行規則の定めるところにより授与されます。

1 取得できる免許状の種類

主専攻プログラム	免許状の種類	教科
機械システム工学 社会基盤工学 電子情報通信 知能情報システム 化学システム工学 材料科学 建築学	高等学校教諭一種免許状	工業

2 免許状取得に必要な所要資格及び所要単位の修得方法

教育職員免許状を取得しようとする者は、別表1に示す所要資格及び所要単位の修得することと、別表3に示す教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の修得が必要です。別表2、別表3及び別表4に示す科目から、必要単位数を修得してください。

また、別表4の示す科目については、所属の主専攻プログラムの科目を修得する事を前提としています。卒業資格基準等の各種要件を十分に把握した上で、別表4の注意書きを確認してください。

なお、別表2、別表4に○印の付いた科目は、必修科目ですので必ず修得してください。

3 免許状の申請方法

教育職員免許状は都道府県の教育委員会に申請して授与されますが、教職に就く場合等、卒業と同時に免許状を必要とする者は、大学経由で一括申請することで授与されます。

なお、一括申請の手続きについては、掲示等により周知します。

別表1 (教育職員免許法第5条別表第1関係)

基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数				
	教科に関する科目		教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
学士の称号を有すること	工業	工業の関係科目 18 職業指導 2 計 20	別表2参照 計 23	別表4の科目 計 16	59 単位

別 表 2 (教職に関する科目・・・教育職員免許法施行規則第6条関係)

教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	教育学部で開設する科目及び単位数	最低修得単位数
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○ 教職入門 2単位	2
	教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。)		
	進路選択に資する各種の機会の提供等		
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○ 教育学概論 2単位	6
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○ 教育心理学 2単位	
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	○ 教育の制度と経営 2単位	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○ 教育課程総論 2単位	7
	各教科の指導法	○ 工業科教育法Ⅰ 2単位 ○ 工業科教育法Ⅱ 2単位	
	特別活動の指導法	※「教育課程総論」に含む。	
	教育の方法及び技術(報機器及び教材の活用を含む。)	○ 教育方法・技術B 1単位	
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	○ 生徒指導・教育相談・進路指導Ⅰ 2単位 ○ 生徒指導・教育相談・進路指導Ⅱ 2単位	4
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	進路指導の理論及び方法		
教育実習		○ 中等教育実習Ⅱ 3単位	3
教職実践演習		○ 教職実践演習(中等) 2単位	2
合 計			24

(注) ○印の付いている科目は, 必修科目ですので必ず修得してください。

教育実習に参加するためには, 要件があります。学務部教務課全学教職支援事務室で行うガイダンスに参加し, 配付する「教育職員免許状取得ハンドブック」で確認してください。

別 表 3 (教育職員免許法施行規則第66条の6 関係)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目			備 考
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体 育	2	健康スポーツ科学実習Ⅰ	1		
		健康スポーツ科学講義	2		
外国語コミュニケーション	2	アカデミック英語R 1		0.5	※左記授業科目のうちからいずれかで2単位以上修得のこと。
		アカデミック英語R 2		0.5	
		アカデミック英語L 1		0.5	
		アカデミック英語L 2		0.5	
		アカデミック英語W		1	
		基礎英語		1	
発展英語		2			
情報機器の操作	2	情報処理概論AⅠ		2	※左記授業科目のうちからいずれかで2単位以上修得のこと。
		情報処理概論AⅡ		2	
		情報機器操作入門		2	
		UNIXリテラシー演習		2	

別表4 (教科に関する科目・・・「工業の関係科目」等)

(注) 1 別表4で、○印が付いている科目は、必修科目ですので必ず修得してください。

2 別表4の「工業の関係科目」は、各プログラムに定められている科目を修得することが前提ですが、別表4に記載されている科目であれば、他のプログラムの異なる名称の科目を修得しても「工業の関係科目」として利用することができます。

機械システム工学	社会基盤工学	電子情報通信	知能情報システム
○総合工学概論 ○総合技術科学演習 ○技術者の心がまえ 材料力学Ⅰ 流体工学Ⅰ 熱工学Ⅰ 工業力学 機械力学Ⅰ 機械工作実習Ⅰ 機械工作実習Ⅱ 機械工作実習Ⅲ 製図基礎 設計製図Ⅰ 設計製図Ⅱ 設計製図Ⅲ 設計製図Ⅳ 機械工学実験Ⅰ 機械工学実験Ⅱ 機械工学実験Ⅲ 機械工学実験Ⅳ 材料力学Ⅱ バイオメカニクス 連続体力学 流体工学Ⅱ エネルギー変換工学 熱工学Ⅱ 伝熱工学 機械材料 機械設計Ⅰ 機械設計Ⅱ トライボロジー 機械音響工学 加工学Ⅰ 加工学Ⅱ マイクロマシン 機構学 機械力学Ⅱ メカトロニクス ロボット工学 システム制御Ⅰ システム制御Ⅱ 3D CAD演習 ソフトウェア工学 機械工学演習 機械工学概論 ○職業指導(工)	○総合工学概論 ○総合技術科学演習 ○技術者の心がまえ 応用力学Ⅰ コンクリート工学Ⅰ 地盤工学Ⅰ 基礎水理学 社会基盤工学実験Ⅰ 社会基盤工学実験Ⅱ 社会基盤設計基礎 社会基盤工学概論 材料力学入門 社会基盤数理工学 動力学 応用力学演習Ⅰ 応用力学Ⅱ 応用力学演習Ⅱ 建設材料学 コンクリート工学Ⅱ コンクリート構造工学 地盤工学Ⅱ 地盤工学Ⅲ 水理学及び演習Ⅰ 水理学及び演習Ⅱ 河川工学(工) 海岸工学 社会基盤製図 測量学(工) 測量学実習(工) 都市環境法 ○職業指導(工)	○総合工学概論 ○総合技術科学演習 ○技術者の心がまえ 電子情報通信実験ⅠA 電子情報通信実験ⅠB 電子情報通信実験ⅡA 電子情報通信実験ⅡB 電子情報通信実験ⅢA 電子情報通信実験ⅢB 電子情報通信実験ⅣA 電子情報通信実験ⅣB 電子情報通信設計製図 電気回路Ⅰ 電気回路演習Ⅰ 電磁気学Ⅰ 電磁気学演習Ⅰ プログラミング基礎Ⅰ プログラミング基礎Ⅱ 電気回路Ⅱ 電気回路Ⅲ 電気回路演習Ⅱ 電磁気学Ⅱ 電磁気学演習Ⅱ 電子回路 電気計測 デジタル回路 電子デバイスⅠ 電子デバイスⅡ 電子物性工学Ⅰ 電子物性工学Ⅱ 電気機器 送配電工学 高電圧工学 パワーエレクトロニクス 光量子電子工学 光応用工学 通信方式基礎 ○職業指導(工)	○総合工学概論 ○総合技術科学演習 ○技術者の心がまえ プログラミングAⅠ プログラミングAⅡ データ構造とアルゴリズム 電気回路 論理回路 コンピュータネットワーク 形式言語とオートマトン 基礎電子回路 人工知能 信号処理 数値計算プログラミング 情報理論 制御工学 マルチメディアコンピューティング データ工学 アシステッド・テクノロジー 電子デバイス バイオメディカル・エンジニアリング ○職業指導(工)

化学システム工学	材料科学	建築学
○総合工学概論 ○総合技術科学演習 ○技術者の心がまえ 無機化学実験 (工) 有機化学実験 (工) 分析化学実験 (工) 物理化学実験 (工) 高分子化学実験 化学工学実験 化学実験 1 化学実験 2 基礎無機化学 化学工学基礎 反応速度論 固体化学 有機反応化学 有機合成化学 化学技術英語 物理化学Ⅱ 無機化学 分析化学 (工) 有機化学 (工) 高分子化学概論 計測化学Ⅰ 高分子化学Ⅰ 無機工業化学 高分子化学Ⅲ 無機合成化学 物理化学Ⅲ 放射化学 (工) 物理化学Ⅳ 応用化学演習Ⅰ 応用化学演習Ⅱ 応用化学演習Ⅲ 応用化学演習Ⅳ 応用化学演習Ⅴ 分子設計化学 高分子化学Ⅱ プロセス伝熱工学 プロセス設計 プロセス制御 基礎物理化学 物理化学Ⅰ 移動論基礎 移動現象論 環境化学工学 反応工学Ⅰ 反応工学Ⅱ 反応工学Ⅲ 反応工学演習 設計製図 化学プロセス概論 拡散操作Ⅰ 拡散操作Ⅱ 拡散操作Ⅲ 化学工学英語 粉体工学 反応装置工学 分離工学演習 機械的分離工学 化学工学計算演習 移動現象演習 基礎有機化学 ○職業指導 (工)	○総合工学概論 ○総合技術科学演習 ○技術者の心がまえ 材料科学実験Ⅰ 材料科学実験Ⅱ 材料科学PBL 基礎電磁気学 基礎解析力学 基礎量子力学 (工) 基礎統計物理 基礎無機化学 基礎有機化学 化学工学基礎 基礎材料物理化学 基礎材料組織学 受動電気回路素子論 応用電磁気学 応用量子力学 応用統計物理 物質構造論 磁性・超伝導 半導体物性・デバイス 量子物性論 材料分析化学 電気化学 光化学 高分子科学 高分子材料化学 機能性高分子材料 工業生化学 生体分子工学 生物材料工学 材料評価学 計測工学 ○職業指導 (工)	○総合工学概論 ○総合技術科学演習 ○技術者の心がまえ 建築学概論 建築図学Ⅰ 建築図学Ⅱ 建築材料・構造概論 建築製図基礎Ⅰ 建築製図基礎Ⅱ 建築設計製図Ⅰ 建築設計製図Ⅱ 建築設計製図Ⅲ 建築設計製図Ⅳ 建築設計製図Ⅴ 建築設計製図Ⅵ 建築設計製図Ⅶ 建築計画学Ⅰ 建築計画学Ⅱ 建築計画演習Ⅰ 建築計画演習Ⅱ 設計方法論 日本建築史 西洋建築史 建築構造解析学・演習Ⅰ 建築構造解析学・演習Ⅱ 建築構造解析学・演習Ⅲ 建築構造解析学・演習Ⅳ 建築構造設計Ⅰ 建築構造設計Ⅱ 建築構造設計演習Ⅰ 建築構造設計演習Ⅱ 建築構造設計演習Ⅲ 建築構造設計演習Ⅳ 建築材料・構造実験Ⅰ 建築材料・構造実験Ⅱ 建築材料 建築法規 建築環境工学Ⅰ 建築環境工学Ⅱ 建築環境工学演習Ⅰ 建築環境工学演習Ⅱ 建築環境制御学Ⅰ 建築環境制御学Ⅱ 建築環境制御学演習Ⅰ 建築環境制御学演習Ⅱ 都市計画学Ⅰ 都市計画学Ⅱ 都市デザイン論 都市計画・デザイン演習 ○職業指導 (工)

XIII 各種資格取得について

資 格	要 件	根拠法令	主務官庁
技 術 士	JABEE認定主専攻プログラム*の卒業生（JABEE教育プログラム修了者）は、第1次試験を免除され、所定の登録手続きを経て、技術士補の資格を得ることができます。技術士補として4年以上技術士の補助業務を行った者あるいは科学技術の専門的な知識が必要な計画・研究・設計・分析・試験・評価等の業務に7年以上従事した者は第2次試験を受験できます（合格者は、所定の登録手続きを経て技術士になります。）。 （* 機械システム工学，社会基盤工学，化学システム工学／これ以外のプログラムの卒業生は第1次試験を受験する必要があります。1次試験合格後の過程は同じです。）	技術士法 第4条 第5条 第6条 第32条	文部科学省
安 全 管 理 者	理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有し、厚生労働大臣が定める研修を受講することで資格を得ることができます。 （人間支援感性科学，協創経営を除く各プログラム）	労働安全衛生 規則第5条	厚生労働省
ボイラー・タービン主任技術者	機械システム工学プログラムの課程を修めて卒業した者で、卒業後圧力5,880キロパスカル以上の発電用の設備（電気工作物に限る。）に係わるボイラー又は蒸気タービンの工事，維持又は，運用に係わった経験3年以上を含む6年以上の経験を経た者は，願い出により第1種の免状を受けることができます。 （機械システム工学）	電気事業法 第44条	経済産業省
ボイラー技士	ボイラーに関する科目を修めて卒業した者で，卒業後ボイラーの取扱について2年以上の実地修習を経た者は特級ボイラー技士試験を受験できます。また，1年以上の実地修習を経た者は1級ボイラー技士試験を受験できます。 （機械システム工学）	ボイラー及び 圧力容器安全 規則第101条	厚生労働省
三級自動車整備士	卒業後6月以上の整備作業に関する実務経験により申請可能です。 （機械システム工学）	道路運送車両 法第55条第3 項 自動車整備士 技能検定規則	国土交通省
測 量 士	測量に関する科目を修得した者で，卒業後1年以上測量に関する実務に従事した場合は，願い出により測量士の資格を受けることができます。 測量に関する科目を修得した者は，卒業後願い出により測量士補の資格を受けることができます。 （社会基盤工学）	測量法 第50条 第51条	国土交通省
ダム水路主任技術者	土木工学に関する学科を修めて卒業した者で，卒業後高さ15メートル以上の発電用ダムの工事，維持又は運用に関する経験3年以上を含む5年以上の経験を経た者は，願い出により第1種の免状を受けることができます。 （社会基盤工学）	電気事業法 第44条	経済産業省
陸上無線技術士	所定の科目を修めて卒業した者は，卒業の日から3年以内に限り，第1級陸上無線技術士及び第2級陸上無線技術士の「無線工学の基礎」の科目が免除されます。 （電子情報通信）	無線従事者 規則第7条	総務省
陸上特殊無線技士及び海上特殊無線技士	所定の科目を修めて卒業した者は，第1級陸上特殊無線技士及び第2級海上特殊無線技士の免許を受けることができます。 （電子情報通信）	電波法 第41条	総務省

※監督官庁への申請を要する学校認定資格については，平成30年3月現在の予定です。

資 格	要 件	根拠法令	主務官庁
電 気 主 任 技 術 者	電気工学に関する学科において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業し、卒業後5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用の経験を5年以上積むことにより第1種電気主任技術者免状取得資格を得ることができます。※実務経験履歴によって違う種別の取得も可能です。 (電子情報通信)	電気事業法 第44条	経 済 産 業 省
危 険 物 取 扱 者	化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者は、甲種危険物取扱主任者試験を受験資格を得られます。 (化学システム工学)	消防法 第13条	各 都 道 府 県
毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者	厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者について、資格取得ができます。 (化学システム工学)	毒物及び劇物 取締法第8条	厚 生 労 働 省
甲 種 ・ 乙 種 火 薬 類 製 造 保 安 責 任 者	工業化学に関する学科を専修して卒業した者について、一部試験課目免除が受けられます。 (化学システム工学)	火薬類取締法 施行規則 第75条第3項 第77条	経 済 産 業 省
一 級 建 築 士	所定の科目を修めて卒業した後、2年以上建築に関する実務に従事した者は、一級建築士試験を受験できます。 (建築学)	建築士法 第14条	国 土 交 通 省
二 級 ・ 木 造 建 築 士	所定の科目を修めて卒業した者は、二級・木造建築士試験を受験できます。 (建築学)	建築士法 第15条	国 土 交 通 省

※監督官庁への申請を要する学校認定資格については、平成30年3月現在の予定です。

XIV 工学部学務係で取り扱う主なもの

1 学生生活に関する一般的事項

(1) 学生証の交付・再交付

- 1) 学生証は、学生が身分を証明する唯一のものであり、常に携帯していなければなりません。工学部においては、学割証交付等すべての場合に学生証で身分を確認しますので、入学時に交付された学生証は大切に取り扱いってください。
- 2) 学生証を汚損、紛失した場合は、再交付を受けることとなりますが、再交付を受けるには学務係にある再交付願に必要事項を記入のうえ、写真（4 cm×3 cm 半身脱帽）1枚を添付して申請してください。（発行には1週間程度かかります。）

(2) 身上異動、連絡先変更の届出について

- 1) 改氏名、その他一身上に異動があった場合は、速やかに届け出てください。
- 2) 学生との連絡は原則として掲示又は学務情報システムからの学生呼び出しによりますが、急を要するときには、直接連絡する必要もあります。このようなとき転居しても届出をしない学生がいると、不利益を被る場合がありますので、連絡先（特に電話番号）を変更したときは、速やかに届出をし、学務情報システムに修正登録してください。

(3) 団体結成・学外団体加入の承認について

- 1) 団体結成並びにその変更は、責任者2名以上を定め、規則、会員名簿を添えて承認を得てください。
- 2) 団体名簿は、毎年5月末日現在で更新し、この際承認申請のない団体は解散したものとみなします。

(4) 集会及び催物の承認について

責任者1名以上を定め、その期日の2日前までに届け出て集会場所（講義室等）借用の承認を受けてください。

(5) 印刷物配布・発行の承認について

責任者1名以上を定め、印刷物4部に目的、印刷部数、発行回数、配布先、予算等を含む計画書を添えて承認を得てください。

(6) 掲 示

- 1) 掲示しようとするときは、必ず届け出て掲示許可印を得てください。
- 2) 掲示用紙は、A2（新聞1頁大）以内とします。
- 3) 掲示は画鋏を用い、糊付は禁じます。
- 4) 上記事項に反する掲示は、撤去します。

(7) その他

- 1) 学生に連絡、通知すべきことは、原則として学生掲示板に掲示するので、登下校の際は必ず見るようにしてください。
- 2) バイク、自転車等は、必ず所定の駐輪場に置いてください。
- 3) バイクによる通学を必要とする学生は、所定の手続きをし、入構票シールの交付を受けてください。
- 4) 自動車については、学部学生は入構できません。ただし、特別な事情の学生に対し、臨時入構票を発行する場合があります。詳細については、別途、学務部学生支援課（総合教育研究棟内）からの指示によってください。
- 5) 授業中は、携帯電話の電源を切ってください。
- 6) ごみ（ペットボトル、紙パック、空き缶、紙くずなど）は、放置しないで分別し、必ずごみ箱に捨ててください。

2 健康管理について

(1) 保健管理センター

本学には、学生・教職員の健康管理に関する専門的業務を行うための施設として、保健管理センターがあります。学生生活を送るうえで、健康体でなければならないことは言うまでもありませんが、不幸にして病気のため、学業を途中で断念する例がしばしば見受けられます。この保健管理センターは、保健に関する相談や、正課の授業及び課外活動における事故等の救急措置、その他医療指導等に役立たせるためのものですから、大いに利用してください。

また、各種通知についても、大切な連絡ですから、必ず本人が受け取ってください。

(2) 健康診断の実施

毎年所定の期日に、学校保健法に定める定期健康診断を実施しており、また必要に応じて臨時健康診断を行うことがあります。健康診断は受診が義務づけられているので、必ず受診してください。

3 学生相談について

みなさんが有意義な学生生活を送るうえで、大小さまざまな「問題」や「悩み」が生ずる場合があります。これらの問題は学生一人一人が解決し、克服していかなければなりません。本学には、学生みなさんの自主的な問題解決を支援するための学生支援相談ルームがあります。また、工学部には助言者として厚生委員2名及び各主専攻プログラムには学年担当教員がいますので、学問的な指導はもとより、一身上の問題についても進んで相談を持ちかけ、指導を受けてください。本人自身は勿論のこと、周囲にそのような学友を見かけた場合、その旨を学年担当教員に知らせてください。

なお、相談事項についての秘密は厳守されます。

4 学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険制度について

学生教育研究災害傷害保険は、正課中・学校行事中・課外活動（大学登録のクラブ活動含む）中に生じた災害事故による傷害に対し、最高2,000万円を補償する保険制度です。

学生教育研究賠償責任保険は、国内外において、正課中・学校行事及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を保証する制度です。（ボランティアやインターンシップ等にも適用されますので、詳しくは学務係に問い合わせてください。）いずれも加入は任意ですが、互助制度のため積極的に加入するようにしてください。

加入受付は、入学時に行っていますが、随時加入も行っています。

なお、加入者で傷害を受けた場合は、速やかに学務係へ連絡し、所定の請求手続きを行ってください。

また、上記の保険制度に加入した学生には、学生生活全般に範囲を広げた学研災付帯学生生活総合保険への加入も可能です。

5 授業料の免除・徴収猶予について

(1) 学資の支弁が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる学生には選考のうえ、授業料の免除又は徴収猶予が認められます。

(2) 希望者は学務情報システムの「学生情報」エントリー後、説明会に出来るだけ出席するとともに、所定の期日（掲示等により通知）までに学務部学生支援課（総合教育研究棟内）の指示に従い出願してください。

なお、授業料免除及び徴収猶予は、前期・後期ごとに行うので、その都度手続きを行ってください。

6 奨学金について

(1) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、人物、学力ともに優秀かつ健康で経済的理由により学資支弁の困窮な学生に対し、学資として奨学金を交付します。

1) 奨学生の募集と採用決定

希望者は説明会に必ず出席するとともに、所定の期日（掲示等により通知）までに学務部学生支援課（総合教育研究棟内）の指示に従い出願してください。

日本学生支援機構が選考のうえ、採否を決定します。

2) 奨学金の「継続願」の提出について

奨学金を交付される者は、年に一回「継続願」の手続きを行う必要があります。これを怠ると奨学金の交付が廃止されます。

なお、「継続願」の手続きについては、12月中旬頃掲示や学務情報システム連絡通知により通知します。

(2) 日本学生支援機構以外の奨学金

1) 地方公共団体及び民間などで奨学制度を設けている団体があります。出願希望者は、出身地の教育委員会等へ照会するとともに学務情報システム連絡通知にも注意して、その時期を失することのないように注意してください。

なお、「推薦書」の作成を希望するものは、早めに学務係へ申し出てください。

2) 新潟大学学業成績優秀者奨学金

この制度は、第2年次以上の学部学生を対象として、前年度に修得した授業科目の成績評価において特に優秀と認められた者に、年1回、返還を要しない奨学金を授与し、顕彰する制度です。

7 アルバイト・就職・宿所のあっ旋について

(1) アルバイト

1) アルバイトのあっ旋は、キャリアセンター（総合教育研究棟内）で行っています。

2) 学生のアルバイトは希望者が多く、無理なアルバイトが学業に大きな支障をきたし、進級できなくなる例がみられます。したがって、アルバイトは止むを得ない場合の最小限度にとどめ、学生の本分である学業に極力専念するよう心掛けてください。

3) アルバイトをする場合は常に学生であることを認識し、学生の本分に反するような行動は厳に慎んでください。

(2) 就 職

1) 就職に対する直接の指導は、各主専攻プログラムの就職担当教員及びキャリアセンター（総合教育研究棟内）が行っています。

2) 各企業の求人票等の閲覧、教員、公務員の募集公示を取り扱っていますので、掲示を見落とすことのないように留意してください。

3) 就職用推薦書については、各主専攻プログラムの就職担当教員の指示を受けてください。

(3) 宿 所

1) 下宿・貸間のあっ旋

学務係では取扱いませんので、やむを得ない事情で転居したい場合は、新潟大学生生活協同組合に相談してください。

2) 寄 宿 舎

五十嵐寮・六花寮の入寮等については、学務部学生支援課（総合教育研究棟内）に相談してください。

8 学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について

(1) 使用枚数及び条件

学割証は、毎年旅客鉄道株式会社（J R 各社）から本学部の学生数に応じて文部科学省を経て配布されます。学割証は帰省、実習、文化活動、就職などのために J R 各線の区間において片道 100 km を超えて旅行するとき運賃が 2 割引となり、有効期間は発行日から 3 か月です。（発行月日の変更はできません。）

(2) 次のような場合は、学割証が無効となるので注意してください。

- 1) 発行者の記入が無い場合
- 2) 記入事項が不鮮明な場合
- 3) 記入事項をぬり消したり、改変していた場合
- 4) 訂正箇所にか印等の訂正印が無い場合
- 5) 有効期間（発行の日から 3 か月）を経過した場合
- 6) 記名人以外の者が使用した場合

(3) 学割証についての罰則

学割証は、旅客鉄道株式会社（J R 各社）が学生の勉学を容易にするために与える特典ですから、使用にあたっては定めを遵守し、不正行為のないように注意してください。

1) 本人が処罰される場合

- ① 他人名義の学割証を使用して乗車券を購入したとき
- ② 身分証明書を所持しないで乗車券を使用したとき
- ③ 無効の学割証で乗車券を購入したとき

2) 1) の不正行為があった場合

- ① 乗車券記入区間の普通料金とその 3 倍の追徴金を科せられます。
- ② 本人に対しては、長期間の学割証の交付を停止します。
- ③ 大学に保管してある学割証を回収され、学割証の発行を停止される場合があります。

学割証やこれにより購入した乗車券を紛失したときは、必ず最寄の駅に届け出てください。届出を怠っていると拾った人がそれを使用した場合、記名人の不正使用とみなされることがあります。なお、乗車券を購入する場合は、学生証を提示のうえ、購入してください。

(4) 学割証の交付

学割証交付は、学務係に設置されている「証明書自動発行システム」により、各自で出力してください。

9 通学証明書について

(1) 通学定期券は通学のためのもので、自宅から大学までの最短順路を通らなければなりません。

したがって、通学以外のアルバイト等のために通学定期券は購入できません。

(2) 証明書、定期券を紛失した場合は、直ちに最寄の駅等と学務係に届け出てください。

(3) J R の通学証明書の交付申請をする場合は、学務係に申し込んでください。

10 講義室等の使用について

講義室は 8 時 00 分頃に開錠し、授業終了後に施錠します。講義以外の時間は自習室として使用が可能です。

なお、研究室の集会等のため工学部の施設を使用したいときは、予め使用願を提出してください。

(1) 講義室等の使用

- 1) 使用したい日の 2 日前までに、講義室使用願に所要の事項を記入のうえ、申し込んでください。
- 2) 使用時間は午後 8 時までとします。ただし、諸般の事情により使用時間を短縮することがあ

ります。

3) 原則として、休業期間中及び土・日・祝日の使用は認めません。

(2) 講義室等使用心得

- 1) 各施設とも使用にあたっては、火災予防に万全を期し、火気は無断使用しないこと。
- 2) 火気を使用する場合は、事前に許可を得、使用中は絶対空室にしないこと。
- 3) 喫煙は厳禁です。
- 4) 施設内及び周囲は常に整理整頓し、火災発生の要因とならないよう心掛けること。
- 5) 施設使用の際、机、椅子その他器物を移動した場合は完全に復旧しておくこと。
- 6) 使用時間を守るとともに使用後は責任をもって室内を掃除し、消火の確認等火気の点検、窓閉め及び消灯を実施すること。また、冷暖房運用期間中は、冷暖房のスイッチを切ること。
- 7) 使用後における復旧並びに掃除の状態が不良であった場合は、その後における同一使用団体、同一使用者の使用を許可しません。
- 8) 黒板を使用した場合は、必ず消すこと。

11 リフレッシュスペースについて

リフレッシュスペースは、全学の学生・教職員が使用できるスペースに指定されていますので、使用にあたっては、他の使用者の迷惑にならないよう、以下のような行為を行わないようにしてください。

- 1) 机の独占使用・場所取り（机上に教科書・衣服等の私物を放置したまま退室しない。）
- 2) 照明の消し忘れ（設定を「連続入」に変更したまま退室しない。）
- 3) エアコンの切り忘れ
- 4) エアコンの不適切な温度設定（設定温度：冷房は27℃以下、暖房は21℃以上としない）
- 5) エアコン用のリモコンの持ち出し
- 6) ゴミの不適切な廃棄（分別して廃棄する。流しに生ゴミやカップラーメンを廃棄しない。）

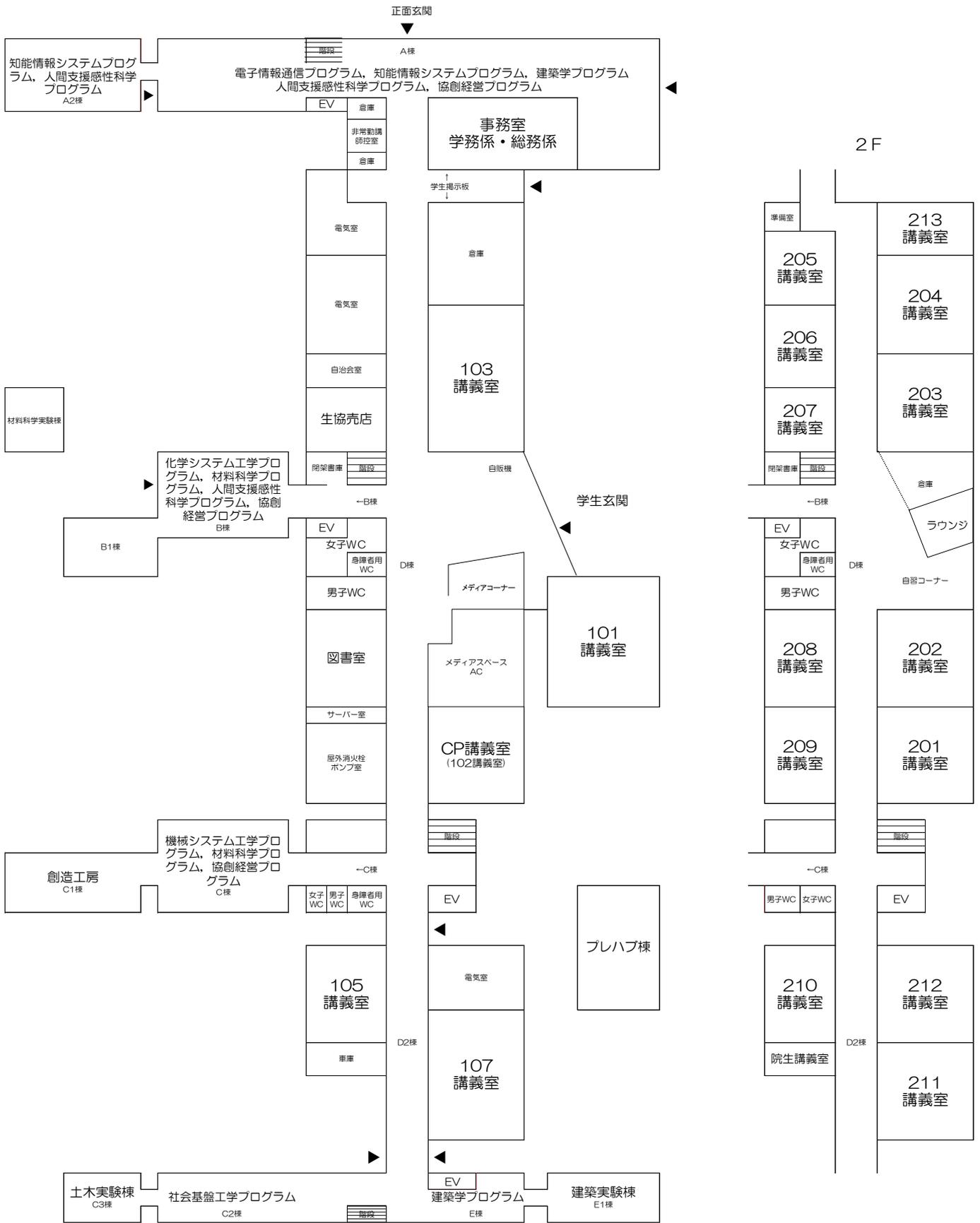
XV 教員名簿

教授	
青木	俊樹
青戸	等人
赤林	伸一
阿部	和久
安部	隆
飯島	淳彦
牛山	幸彦
大河	正志
岡崎	篤行
小椋	一夫
加藤	景三
加藤	大介
金子	隆司
金	熙濬
木村	勇雄
紅露	一寛
郷	晃
兒玉	竜也
佐伯	竜彦
佐々木	重信
佐藤	孝
清水	研作
清水	忠明
新保	一成
鈴木	孝昌
鈴木	敏夫
瀧本	哲也
武田	直也
田中	孝明
田邊	裕治
谷口	正之
坪井	望
土井	希祐
中野	敬介
永幡	幸生
鳴海	敬倫
西口	隆
西村	伸也
新田	勇
野中	敏
林	隆史
林	豊彦
平元	和彦
福井	聡
藤澤	延行
堀	潤一
前田	義信
松原	幸治
三村	宣治
八木	政行
山内	健
山際	和明
山口	芳雄
山崎	達也
山田	寛喜

准教授	
阿部	貴志
石井	望
今村	孝
岩城	護
大木	基史
大嶋	拓也
大平	泰生
大竹	雄
岡	寿樹
小川	純
狩野	直樹
川崎	一正
管野	政明
金	ミンソク
黒野	弘靖
小浦	方格
齊藤	健二
斎藤	豪
坂井	さゆり
坂本	秀一
櫻井	篤
酒匂	宏樹
佐々木	進
佐々木	朋裕
清水	英彦
菅原	晃
寒川	雅之
高橋	剛
高橋	俊彦
田口	佳成
多島	秀男
田中	幸治
寺尾	仁
戸田	健司
長尾	雅信
中野	智仁
中村	孝也
西森	健太郎
橋本	学
馬場	暁
平松	庸一
三上	貴司
三俣	哲
村松	正吾
村山	敏夫
元木	達也
安田	浩保
山本	征法
山家	清之
由井	樹人
横山	誠
渡辺	哲也

助教	
有波	裕貴
石川	亮佑
牛田	晃臣
落合	秋人
柄沢	直之
小松	博幸
棚橋	重仁
崔	森悦
月山	陽介
寺口	昌宏
萩原	威志
プラム	ディタ・ジョナス アディティヤ
棒田	恵
保坂	吉則
星	隆
松井	大輔
村上	貴洋
山縣	貴幸
LERTVACHIRAPAIBOON CHUTIPARN	
李	留云
若林	悦子

XVI 新潟大学工学部建物概略図



学 生 必 携

2018（平成 30）年度入学生用

編集・発行 新潟大学工学部 2018 年 3 月

〒950-2181 新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 番地